
平成27年 第2回 6月(定例) 中間市議会会議録(第2日)

平成27年6月18日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成27年6月18日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めるについて(平成27年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算(第1号))
(日程第2 質疑・討論・採決)

日程第 3 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めるについて(中間市市税条例等の一部を改正する条例)

日程第 4 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めるについて(中間市都市計画税条例の一部を改正する条例)

日程第 5 承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めるについて(中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
(日程第3～日程第5 質疑・討論・採決)

日程第 6 第29号議案 平成27年度中間市一般会計補正予算(第1号)
(日程第6 質疑・委員会付託)

日程第 7 第30号議案 中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第 8 第31号議案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例
(日程第7～日程第8 質疑・委員会付託)

日程第 9 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番 堀田 英雄君	2番 植本 種實君
3番 田口 善大君	4番 小林 信一君
5番 宮下 寛君	6番 青木 孝子君
7番 田口 澄雄君	8番 掛田るみ子君
9番 草場 満彦君	10番 中尾 淳子君
11番 山本 慎悟君	12番 佐々木晴一君

13番 安田 明美君
16番 下川 俊秀君
19番 米満 一彦君

14番 中野 勝寛君
17番 井上 太一君

欠席議員（1名）

15番 原田 隆博君

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職氏名

市長	松下 俊男君	副市長	行徳 幸弘君
教育長	増田 俊明君	総務部長	柴田精一郎君
総合政策部長	藤崎 幹彦君	市民部長	高橋 洋君
保健福祉部長	白橋 宏君	建設産業部長	後藤 哲治君
教育部長			濱田 孝弘君
環境上下水道部長			久野 裕彦君
市立病院事務長	芳野 文昭君	消防長	三船 時彦君
総務課長	園田 孝君	財政課長	田代 謙介君
安全安心まちづくり課長			村上 智裕君
企画政策課長	蔵元 洋一君		
世界遺産推進室長			安永日出男君
住宅都市交通対策課長			佐伯 道雄君
課税課長	貞末 孝光君	収納課長	米満 孝智君
人権男女共同参画課長			蛙田 由美君
福祉支援課長	藤田 宜久君	健康増進課長	岩河内弘子君
介護保険課長	小南 敏夫君	土木管理課長	藤田 晃君
都市整備課長	間野多喜治君	産業振興課長	船津喜久男君
学校教育課長	片平 慎一君	環境保全課長	安徳 保君

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書記	船元 幸徳君
書記	熊谷 浩二君	書記	池田 恭君

一 質 問 (平成27年第2回中間市議会定例会)

平成27年6月18日

NO. 1

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
佐々木 晴一	職員の管理体制について 職員の不祥事に対し、再発防止のための委員会も作られ様々、議会・執行部共々、対策が練られています。組織の良し悪しは、リーダーである市長と管理職の意識が全てを決すると言っても過言ではありません。 市長は、管理職に対し、どのような組織のあり方を望み、かつまた、どのような改善を各部署が、現在進めているのかをお聞かせください。	市長
	空き家対策について 5月26日に「空き家対策特別措置法」が全面施行されました。中間市も住宅都市交通対策課を、昨年4月より新設しその対応に備えています。空き家は、犯罪や周辺住民の環境に悪影響を及ぼす可能性があります。 現在の空き家の状況と、その対策についてお聞かせ下さい。また、中間市独自に解体費用の補助金制度の創設をすべきと思いますが、市長の所見をお聞かせください。	市長
	相談窓口の集約化について 市民の方が何かを相談する場合、心配ごと相談であれば、ハピネス。教育問題であれば、働く婦人の家。就労支援であれば、NTTビルに入っている、市民生活相談センターと分かれています。集約化し、市役所の近くに配置すれば、職員やボランティアの市民の方の力を借り、常時、対応することもできます。何より、プライバシーの配慮にも効果的だと思います。市長の所見をお聞かせください。	市長
中尾 淳子	公園の整備について 市内7カ所の都市公園については今後も計画に基づき、必要な公園環境の整備を続けていかれることですが、住宅地等にある小さな公園は少子化に伴い遊ぶ児童もなく雑草が生い茂っているのを多く見かけます。高齢化により地域での管理も負担になってしまいます。 ①地元の要望があれば、市への返還は可能ですか。 ②緊急時の避難場所として考えておられるのでしょうか。 ③市有地として売却し、有効利用されてはいかがでしょうか。 以上、市長に伺います。	市長
	ゴミステーションの増設について ゴミ減量化の取り組みとしてごみの分別、また、マイバックを使用しての環境への意識が高まっているところですが、高齢化が進みゴミステーションまでゴミ出しに苦労されているところもあります。 ①収集箇所を追加することは可能ですか。 ②その際の手続きについて担当課に伺います。	関係部長

一 舟安 質 問 (平成27年第2回中間市議会定例会)

平成27年6月18日

NO. 2

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
草場 満彦	<p>職員不祥事再発防止について 刑事事件で生活保護費不正受給事件、備品窃盗事件。職員の職務怠慢で高額療養費未請求事件、課税データの未反映事件と、平成23年から本年まで相次いで発生した。 「コンプライアンス委員会」等を立ち上げて再発防止に取り組んできたと思うが、具体的にどのような再発防止策を施したのか伺いたい。</p>	市長
	<p>「空き家対策法」及び市有地活用の現状について 特措法施行により、空き家の撤去や活用を多面的に推し進めることができるようになったと思うが、本市はこの特措法をどのように有効活用しようとお考えなのか伺いたい。 ①空き家、及び空き地で固定資産税の未回収件数及び額を伺いたい。 ②市有地で、民間に賃借している件数と、料金の回収状況を伺いたい。</p>	市長
安田 明美	<p>駐車場の確保について 高齢化が進む中、在宅での介護や看護が必要な高齢者の数がますます増加していくことが見込まれますが、訪問介護・看護事業所が利用者を訪問する際の車両の駐車スペースの確保が問題となっています。 緊急を要する利用者の方もおられますことから、駐車場の確保についてご検討いただけないでしょうか。</p>	市長
	<p>コミュニティバス運行の地域への情報提供について 10月から南校区においてコミュニティバスの運行が予定されていますが、今後の運行に向けた準備の中で地域住民の方への情報提供については、どのようにお考えでしょうか。</p>	市長
	<p>ふるさと納税の取り組みについて 以前、ある議員よりふるさと納税についての一般質問がありましたが、中間市では現在、遠賀川水源地ポンプ室の世界遺産登録に向け、全市民が一体となって盛り上がりしていくことが求められており、また、北海道樺戸郡月形町との交流も深まっており、中間市においてもふるさと納税を大々的に取り組んでいくことについて、再度ご検討いただけませんでしょうか。</p>	市長

一 舟安 質 問 (平成27年第2回中間市議会定例会)

平成27年6月18日

NO. 3

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
田口澄雄	<p>国保広域化に伴う動きについて 国保を都道府県単位にする広域化が現在国会で、「国保法等改正案」として審議中です。2018年度から実施予定のようですが、それに先立って、全国知事会等の要求もあって、国からの財政支援の拡充が図られるようです。 中間市における影響額とその使途について、計画があればその内容を伺います。</p>	市長 関係部課長
	<p>国保の減免制度の拡充について 連続して国民所得がマイナスとなる中、恒常的な低所得者に対する国保保険税の減免制度は、未整備と言えます。急激な所得の減少と同時に、恒常的低所得者に対する減免制度の適用を考えるべきだと思います。市長の所見を伺います。</p>	市長 関係部課長
青木孝子	<p>子どもの医療費助成について 子育て世代への様々な世論調査で、行政の支援に関する要望として最も多いのは「子育て費用の助成」です。特に子どもが病気にかかったとき、医療費の心配無く病院に行ける条件をつくってほしいというのが、子育て世代の切実な願いです。 子育てしやすいまちづくり施策の一環として、通院の医療費を中学卒業まで無料化してはいかがでしょうか。市長の所見を伺います。</p>	市長 関係部課長
	<p>介護保険制度について 2000年に「介護の社会化」をかけて介護保険制度が導入されてから、今年は15年目です。この間、訪問介護の時間短縮など制度の改悪が進められてきました。昨年、改定された介護保険法では要支援者の通所介護と訪問介護のサービスを介護保険給付の対象から外し、市町村が主体で行う地域支援事業の「新総合事業」へ移行します。 厚労省の自治体調査では今年4月1日から「新総合事業」への移行を実施するのは78自治体のみです。中間市は、来年から「新総合事業」へ移行する計画です。「新総合事業」で、要支援1・2の人たちの介護サービスはどのようにになりますか、「新総合事業」の進捗状況を伺います。</p>	市長 関係部課長
	<p>中鶴地域の住環境整備について 老朽化した中鶴県営住宅や市営住宅の建て替え計画の進捗状況について伺います。</p>	市長 関係部課長
宮下寛	<p>住宅リフォーム助成制度について 「プレミアム付商品券の利用を」という答弁がなされたが、実態はどうであるか。 実施自治体の動向は調査されたのか。市長、担当部課長に伺います。</p>	市長 関係部課長

議案の委員会付託表

平成27年 6月18日
第2回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
第29号議案	平成27年度中間市一般会計補正予算（第1号）	総合政策
第30号議案	中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例	市民厚生
第31号議案	中間市介護保険条例の一部を改正する条例	

午前9時57分開議

○議長（堀田 英雄君）

おはようございます。会議に入ります前に、市長から報告したい旨の申し出がありますので、これを受けたいと思います。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

皆さん、おはようございます。時間をいただきまして、市長報告をさせていただきます。中間市と日本体育大学の体育スポーツ振興に関する協定についてご報告を申し上げます。

6月15日、日本体育大学から理事長の松浪健四郎様を初め、4名の皆様をお迎えをいたしまして、体育スポーツ振興に関する協定を県内で初めて締結調印いたしました。

本協定は、中間市と日本体育大学双方が体育スポーツ及び健康づくりの分野において、それぞれの有する教育資源を有効かつ適切に活用し、双方の一層の発展並びに、さらなる社会貢献を図ることを目的といたしております。

日本体育大学は、開校時から心身の健康をはぐくむための研究を率先して行っている大学でございます。この経験と知識とノウハウを地方創生のために役立てたいと願う日本体育大学と全ての市民の健康を願う中間市とが連携を深めるために協定を結んだところでございます。

具体的には、市は大学の学生に対して合宿などの際に市内の体育施設を提供いたします。また、大学は市内の子どもたちからの体力向上のために、トップアスリートを派遣したり、全ての市民を対象にしたオリジナルの健康体操を共同で考案したり、各種の講演会等を開催することを考えております。

これらの事業を通して、将来中間市を背負っていく子どもたちにとって、自分が求める夢や目指したい将来像を見つけることにつながり、地域住民にとって生涯において健康で豊かな人生を送ることが可能となります。また、医療費の削減、保険料の抑制などにも寄与するものになります。そうして、そのことによって、より一層、元気な風を中間市に吹かせてまいりたいと、そのように考えております。

この協定をもとに、これから具体的な施策を推進してまいります。議会の皆様のご協力とご支援をお願い申し上げまして、ご報告とさせていただきます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいままでの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。

まず、佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

おはようございます。明政クラブの佐々木晴一でございます。質問通告書に基づきまして、まず職員の管理体制につきまして市長に質問をさせていただきます。

ご存じのように、中間市の職員の不祥事が立て続けに近年起きております。記憶に新しいのでは、平成23年に起きました高額療養費請求漏れ事件、これから始まりまして、議会の解散にまで至りました一昨年の生活保護費不正受給事件、これは大きな事件として全国に報道されていきました。そして去年は備品窃盗事件、これだけの大きな事件が起きたわけですけれども、この事件を重大なものとして、執行部、議会ともども、その再発防止に現在も努めています。

執行部におきましては、中間市備品窃盗事件調査委員会を立ち上げております。行徳副市長を中心として、この委員会ができます。そしてもう一つ、庁内コンプライアンス会議というものが議長に行徳副市長が就任し、対策を練っております。

議会におきましても、職員不祥事再発防止のための検討会、宮下議員をトップに、議会のほうでも再発防止に努め、私もこの委員会の一人でございます。これだけの大きな事件でございますので、しっかりとその原因究明と再発防止に努めていかなくてはなりません。どんな組織だったとしても、組織のよしあしというのは、やはりリーダーの意識、その意識がその組織を決定すると言っても過言ではございません。中間市役所におきましては、当然松下市長と、また管理職の意識がこの中間市という組織を決すると言っても間違いありませんし、またこういった事件が起きるか起きないかは、やはりトップの管理職の意識いかんだと思うわけでございます。

そこで、松下市長は管理職に対してどのような組織のあり方を望み、また各部署はどのような再発防止の対策を講じておるのか、端的にお答えお願いします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

一連の大きな不祥事に対しまして、市民の皆様に大変ご迷惑をおかけいたしております。一刻も早く市民の信頼を確保するためにも、まずは不祥事をいかに防止するかということをございます。

職員の不祥事を防止するためには、職員一人一人が倫理観を高め、公正公平な職務の執行に努めることが必要と、そのように思っております。また、議員言われますように、市長である私、また管理職職員の危機管理意識が非常に重要であると、そのように考えております。振り返れば、本当にそういうふうな危機管理意識が希薄であったと大いに反省を

いたしているところでございます。

そのような中で、職員のコンプライアンスに関する内部統制の意識でございますが、私の望む組織のあり方は、私がトップといたしまして意思等々、管理職職員に明確に示し、管理職職員が進むべき方向へと組織を導くことによりまして、全職員が共通した認識を持ち、的確に業務が遂行され、かつ業務プロセスにおける仕事をする中で、いろんな不祥事が入り込むリスクがあります。そのようなリスク管理が徹底された組織というのが私の求める組織のあり方でございます。

私どもは職員を信頼して行政をやってきたわけでございますが、今回このような不祥事が起きれば、やはりもう少し徹底した職員管理をやらなければいけないと。それとまた、借金したり等々、余り個人的な部分に入り込むことが今までしておりません。総務課等々に当たりましても。しかし、今回の不祥事を受けまして、少し職員の内面にも入っていいんじゃないいかというようなことで、そういうことも含めてリスク管理をしっかりとやっていきたいと、そのように思っております。

現在、副市長を初め、コンプライアンス委員会等々設置しておりますし、そのような具体的な動きにつきましては、副市長を初め、担当部課長のほうから説明をさせていきたいと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

行徳副市長。

○副市長（行徳 幸弘君）

お答え申し上げます。

ただいま市長がお答えしましたように、私が議長を務めます府内コンプライアンス会議において、現在コンプライアンスに関するさまざまな取り組みを行うことを検討を重ね、不祥事の再発防止に向けた施策を現在進めているところでございます。

これまで不祥事に関する原因究明や再発防止に向けた各委員会を設置するとともに、昨年策定いたしました中間市コンプライアンス推進指針に基づき、機構改革、またさまざまな仕組みやルールづくりに取り組んでまいりました。

また、今の本市にとりまして内部統制に関する取り組みが最も重要であると認識いたしております、府内コンプライアンス会議においてリスク管理の徹底された組織の構築に向けた施策の検討を現在行っているところでございます。

具体的には、全職員が二度と不祥事を起こさないという決意のもと、府内コンプライアンス会議を中心とした管理職による適正な内部統制を図ってまいるものでございます。

本市では今年度を、コンプライアンス行動を起こす初年度と位置づけ、職員一人一人がコンプライアンス行動を実践しながら、質の高い行政サービスを提供することによりまして、市民からの支援に対する信用の回復を図るよう、組織を挙げて取り組んでまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

今答弁にありましたように、コンプライアンス行動の初年度ということで、今年度から気持ちを切りかえ、決意して歩んでいるということも私も聞いております。そしてコンプライアンス行動宣言なるものをつくりまして、社員証の裏に印刷をするとともに、これも唱和しているということも聞いております。内容はすごくいいんですね。服務規程、公務員倫理の徹底。2、法令を遵守した適正な事務執行。3、信頼される市民対応。4、情報管理の徹底。5、ハラスメントの防止。6、交通法規の遵守。これはすごくいい、これが本当によくこれだけのいい6項目をつくったなと思って私感心しております。それで、聞くところによると、これを唱和しているということを聞いておりますが、いつ唱和しておられるんでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

柴田部長。

○総務部長（柴田精一郎君）

お答えいたします。

5月の最終週をコンプライアンス週間ということで、5月31日に懲戒免職処分を前回出しておりますので、この我々の記憶を風化させてはならないということで、5月の最終週を今コンプライアンス週間というふうに位置づけております。この週に合わせまして、毎朝朝礼をやっておりますので、その朝礼の席で各職場において唱和をいたしております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

朝礼は、前から私も一般質問で朝礼はやるべきだということを言っておりましたけれども、さきにやるということで私すごいなと、変わったなと思うんですけども、何時から何時までやっておられますか。

○議長（堀田 英雄君）

柴田部長。

○総務部長（柴田精一郎君）

朝8時30分に始業のチャイムが鳴ります。鳴りましたら、朝礼を各職場、いわゆる各課において行います。具体的な内容につきましては、朝のツールボックスミーティングみたいなイメージでございますんで、当日それぞれが予定をしているメインの業務をお互いに情報共有し合う。それから市全体の業務がこういう業務が予定されているということを

お互いに情報共有をすると、これをメインに今朝礼をやっています。それ以外に庁議等で市長のほうから訓示とか、いろいろ連絡事項等があれば、その都度、その場を利用してしていると、こういうような状況でございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

高額療養費請求漏れ事件というのがありましたけれども、あの事件に代表されるのが、管理職が何年間もその行為を気づかなかったと、これは非常に注目すべきところであり、管理職が部下のやっていることを把握できていなかった、これが非常に反省すべき点だと思っております。そのためには、課長が部下に対して、今何をやっているのか、どういう進捗状況なのか、そういうことをしっかりと把握している必要がございます。それを把握していなかったというのは、やはりそういう最近行われました朝礼とか終礼が行われていなかったからこそ起こったんではないかと思っています。

民間企業でもそうですけども、管理職の仕事というのは、一番やらなきやいけないことは、自分の仕事というよりも部下が何を今やって、どれだけの進捗状況をやっているのか、そういうことを把握することが一番大事です。本人以上にその内容がわかつていなくてはなりません。その職員以上にわかつていなくてはなりません。ですから、何を今どこをやっているのか、どこまで進んだのかということを逐次チェックする必要があります。そういうことが高額療養費請求漏れ事件になったんではないかと思っておりますので、この朝礼というのは非常に大事です。きょう何をやるのか、そういうことをやる必要があります。

ところで、8時半からと言っていますけれども、民間感覚であれば、8時半に始業するはずです。8時半から庁舎に市民が入ってくるわけですので、8時半までには朝礼を終わっていなきやいけない。これは当然です。8時半から朝礼をやるというのは遅過ぎます。せめて15分ぐらいか10分前、15分前からやる。これがもう民間感覚です。これがちよつとずれているかなと思います。もう市民を迎えるにおいては一般会社でもお店でもそうですけども、開店時間前にはもう絶対朝礼を終わっています。これをしっかりとやること、そして管理職がきょう一日やることを把握していること、そしてまた終礼、この終礼は毎回言っていますけれども、これもやっていなきやいけないことです。きょう何をやつたのかという反省です。これも把握していないと翌日の朝礼においてチェックしようがありません。ですので、終礼もしっかりとやること。これもできたら、もう就業が終わった、5時15分以降にやるのがいいんですけども、それは難しいというならば、5時ぐらいからやってもいいんではないかと。終礼もぜひともやっていただきたいと思うわけでございます。

そういう中において、絶対再発をしないと、そして管理職はしっかりと部下の把握をし

てほしい。これが私の希望であります。

それで、いろいろなコンプライアンスの問題ございますけども、前からまたもう一つ指摘しなくてはならないのがたばこです。コンプライアンスの内容にも交通法規の遵守とありますけども、たばこの喫煙なども、これも考えていかなくてはなりません。昼休みの喫煙というのは、民間企業でも許しておりますが、民間企業では就業中の喫煙は絶対許す企業なんてないはずなんですよ。ですから就業中に、昼休み以外で喫煙場所に行っている職員がいたら、これは改めさせるべきであります。そして、喫煙に仮に行くとしても、管理職はそれを何のために席を離れたのか、しっかりと報告させるべきだし、把握しておくべきです。こういったこともしっかりとやっていただきたいと思っております。

そしてまた、交通法規の遵守ということでありますけども、記憶に新しい、もう10年前になりますけども、だれも記憶も風化していない、あの事件ですね。福岡海の中道大橋飲酒運転事故ですね。福岡市の職員が車に追突して子ども3人が亡くなつたという悲惨な事故が起きましたけれども、こういったことを市の職員が絶対に起こしてはならないということを、もう夏の時期、そういう飲酒の機会もふえてくるころですので、こういったことも改めていかなくてはなりません。そういう面において、民間企業では運転する前にはやはり朝出勤したときに呼気検査というのをやるものでしけども、中間市の場合は呼気検査というのはやってないですよね、確かめ、確認で。

○議長（堀田 英雄君）

柴田部長。

○総務部長（柴田精一郎君）

機械による呼気検査というのは行っておりません。ただし、公用車を運転するときに、きちっとチェック事項がございますので、これは自己申告でございますけれども、アルコールがないということをチェックをして、それを上司の印鑑について、そしてそれから公用車のかぎを借りると、こういう流れがでております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

海の中道のあの事故で起きたのは、22時50分、11時前の事故でありますけども、仕事が終わったから飲酒してもいいちゅうもんじゃないと思うんです。夜飲んで、やはりアルコールは朝抜けない人もいますので、0.15ミリグラム以上であれば、酒気帯び運転ということになりますので、ですので0.15ミリグラム以上のアルコールがある人を絶対に運転させてはならない。そのためには、公用車を運転する人には、やっぱり朝ちゃんと検査をすべき、そういうチェックの機械を備えておくべきだと思います。もうパソコン一つあればできるはずですよ。ですので、そんなにお金はかかるないでしょうし、やろうと

いう気持ちがあればいつでもできると思います。そしてやっぱり報・連・相ですね。不祥事をなくしていくためには、報・連・相をしっかりとやっていただきたい。市長の気持ちが職員に伝わり、職員の事情が市長にも伝わり、管理職にも伝わりという、そういうことをするためにも、報告書やメール等によって一斉配信とか、そういうこともしてもいいでしょうし、より市民と、また職員と、より触れ合う機会を市長もしていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか、これからはそういうメール等での職員とのやりとり、また庁舎内を個別に歩いて本当に市長とのやりとりをふやしていただきたいと思いますけども、市長もそういう件について何か改善していこうかなということはお考えございませんか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

1日の反省も含めた終礼ですね、それとまた喫煙の問題等々、また市長と職員の交流を深めてはというお話でございます。時間があれば庁内を歩いて職員の皆さんとお話をしながら交流を深めていきたい、また問題点等々確かめていきたいと、そのように思っております。

いろんな提言をいただきましたので、今後そのことについても検討していきたいと、そのように思っております。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

再発防止のためには、やっぱりこのコンプライアンス行動宣言にも書いていますけれども、信頼される市民対応ということを、法令遵守だけじゃなくて、本当に市民との触れ合いの中によって、本当に責任感を持って市民のためにという公務員の気持ちがなければ再発はできないと思います。民間企業であれば、営業実績ということで目的のためにいろいろしますけども、やっぱり公務員の方は市民のためにという気持ちがないと、そういう改善はできないと思っております。そのためには、より市民との、職員の方ももう触れ合っていただく、職員はもうできたら中間市に住んでいただいて、町内会にも入っていただいて町内会活動もしていただく、そして市長とも、より交流を持って、また職員同士、本当に人間関係をよくしていただいて、市民の生の声を肌をもって感じて、市民の声を聞いていただく、そういう中において、本当に責任ある行動をしていただけるんじゃないかなと思っております。

次に、空き家バンクについて質問をさせていただきます。

先月5月26日に「空き家対策特別措置法」が全面施行されました。日本全国の住宅総数の8分の1が空き家の状態に陥っております。実にその数820万戸と言われております。

す。空き家は、何より周辺住民に危険を及ぼすおそれがある以上に、衛生上の問題として、ごみの不法投棄や臭気の発生、ネズミやハエや蚊の大量発生が考えられます。またさらには家屋の倒壊の危険や放火等の犯罪やシンナー等の吸引などの非行の拠点になるおそれがあります。そこで中間市の今の空き家の状態ですけども、空き家はどれぐらいあると把握しておられますか。そして空き家バンクに現在登録している数はどのくらいでしょうか。

担当部署、お答えをお願いします。

○議長（堀田 英雄君）

藤崎部長。

○総合政策部長（藤崎 幹彦君）

お答えいたします。

昨年7月から11月にかけて、専門事業者によります空き家の実態調査を行いました。その際、空き家310件、そのうち売れる物件及び貸せる物件が174件、廃屋が48件という調査結果になっております。

続きまして、空き家バンクでございますが、空き家バンクの登録件数は今33件でございます。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

この空き家対策において、もう松下市長も早々と空き家バンクに登録することによって、中間市も補助金制度を立ち上げてくださったことは非常に有効な手段として本当に高く私も評価させていただいております。中古住宅リフォーム補助金制度、上限30万円、中古住宅購入補助金制度、上限25万円、こういうことを松下市長が創設してくれたからこそ、空き家対策は、より弾みがきくんではないかなと思っております。

ところで、この空き家がふえてきますと、先ほど言いましたようにいろんな弊害が出てきます。そこで国のこの空き家対策特別措置法の中に新しくできた項目としまして、特定空き家という表現が出てきました。この特定空き家という指定の認定の基準を担当部署お答えください。

○議長（堀田 英雄君）

藤崎部長。

○総合政策部長（藤崎 幹彦君）

お答えいたします。

空き家等対策の推進に関する特別措置法、この特別措置法とは、このまま放置すれば倒壊著しく、保安上、危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態、

その他周辺の生活環境の安全を図るために放置することが不適切である状態であると認められる空き家等を言います。これは先ほどの特別措置法2条2項の規定でございます。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

今回の空き家対策特別措置法におきましては、特定空き家というのが認定されるようになりました。その認定されましたら、最悪代執行までいくことができるようなっていったわけですけれども、特定空き家に認定後、解体の代執行に至るまでの流れを説明してください。

○議長（堀田 英雄君）

藤崎部長。

○総合政策部長（藤崎 幹彦君）

お答えいたします。

先ほどの特定空き家等にそれを認められましたら、その措置といたしまして特定空き家等に対しては除去修繕の措置の助言、または指導、勧告、命令が可能になります。さらに要件が明確化された代執行の方法により、強制執行が可能となっております。それにならいまして立入検査も可能になっております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

勧告に至った時点で、特定空き家の物件は土地の住宅地としての優遇措置が適用されなくなり、土地の固定資産税は6倍になると思うんですが、それは間違いございませんか。

○議長（堀田 英雄君）

藤崎部長。

○総合政策部長（藤崎 幹彦君）

はい、間違いございません。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

そして勧告後、それでも従わない場合、命令というものがおされた場合、50万円以下の罰金になるということですけども、これで間違いありませんか。

○議長（堀田 英雄君）

藤崎部長。

○総合政策部長（藤崎 幹彦君）

はい、間違いございません。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

代執行に至った場合、当然撤去解体は役所が業者に強制的にさせて、その費用をその所有者に請求することになります。またその物件を差し押さえて競売か公売で売ることになると思います。最悪代執行とはそのようなものだと思います。そこで、この代執行まで至った物件、さまざま自治体、対策を練っております。

長崎市におきましては、その空き家を引き取り、解体後、公共施設として利用する。また東京文京区においては、10年間公共のために利用して、その間の固定資産税は取らないという対策もしております。お隣の北九州市におきましては、解体費用の一部を上限50万円で補助をし、また空き家解体ローンの金利を補填するという対策をしております。

今、中間市も福岡銀行、西日本銀行、それぞれ2.9%、2.6%の空き家解体ローンというものが創設されて、取り扱っているみたいでございますけども、そこで代執行のことですけども、今後の課題、代執行まで至った場合、確かにその本人が払えればいいんですけども、代執行したその費用を本人が払えなかつた場合、無制限にその代執行の費用をいつまでも中間市が肩代わりするのか、どこまでするのかということも考えていかなくてはなりません。また所有者が認知症だった場合、成年後見制度の裁判所の手続を役所がしてあげるのかという課題もあると思います。まだ始まったばかりですので、こういった課題も練っていかなくてはなりません。当面、中間市はこの空き家対策のためにリフォーム補助金制度、中古住宅購入補助金制度をつくったわけですけれども、さらに北九州市のように解体の補助金、これもやっぱりやるべきではないかなと思っています。また北九州市同然に解体のローンの補填もすべきだと思いますけども、市長、その点どうお考えでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

現在、特別措置法も施行されたばかりでございますし、また危険な状態にあると認めた場合って、そういうふうな代執行等々する場合、そういうその条件というのが、まだその一定の基準がはっきりしておりません。県もこの1年でそういうふうな基準をつくろうというふうな動きでございますんで、県の動向、またその近隣の市町村の動向を見ながら検討していきたいと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

前向きにこの空き家対策をより進めることのできるように、この解体の補助金と金利の補填、ぜひとも早く実現していただけると要望します。

最後に、相談窓口の集約化について質問をさせていただきます。

中間市には、いろんな相談窓口がございます。本当に開かれたまちだなと実感してきました。いろいろ相談窓口を私回ってまいりました。まず心配事相談、ハピネスにおいて行われておりますですね。そして人権センターというのは女性を対象にしたDVの相談を受けています。そしてまた、婦人の家2階におきましては、少年相談センターというものがつくられて、少年問題を担当しております。3階におきましては、適応指導教室ということで不登校の子どもたちが通っております。また、本庁舎3階におきましては、こども未来課の家庭児童相談係がやっております家庭児童相談室があります。そして、この春からNTTビルに指定管理としてNPO法人抱樸さんが、市民相談センターというものを設けております。窓口は非常に多いんです。

まず心配事相談ですけども、月3回、午後3時から午後5時まで予約制で開催しております。4人の弁護士の先生が担当日を決めて、お一人が1日全てを受け持ち、1人20分限度で法律相談のみを受け持ち、弁護士費用は中間市負担で1日当たり1万4,000円と聞いております。かつては、この心配事相談というのは、民生委員や町内の婦人部長の力を借りて、法律だけではなく一般相談もやっていたんですよ。しかし、今はそれをしておりません。本当に一般相談も需要が多いんです。

私の母親も、この心配事相談員を19年間やっておりまして、どんな相談が多かったかといったら、やっぱり借金問題、家族の問題、また県や国の官庁の届け出の仕方、場所とか、本当にちょっと調べればわかるようなことも聞いてくるということですので、やっぱりそういったことに対しても知らない方が多いので、ちゃんと指導していく必要があるわけですけども、そういった相談する窓口が今心配事相談ではできない状態なんです。そういう一般的な相談、もう法律じゃない、本当に一般的な相談をするところが、ここにはもうなくなっているということなんですね。

そして、人権センター、これDVでの相談が平成25年度では11件ほどあったみたいですけども、しかし今はもう母子寮というものはなくなってきたので、DVで他の市町村から中間市に救いを求めてやってきた人も市営住宅で対応しているようでございますけども、しかし常時それが開設、あるかといったら、やっぱり人を入れてしまったりすると思いますので、常時用意しているというものではないみたいですし、またそういう何かあったときの近隣の住民や、その本人を守るような装備になっていないんじゃないかなと思っております。ですので、やっぱり母子寮も今後検討課題かなと思っております。

また、少年相談センターもほとんど子どもたちの悩みといつても、電話だけみたいですね、ほとんど来庁する人は、年間ほんの何人かいるけども、ほとんど電話と。適応指導教室は当然子どもが来ることは、まずありません。学校の紹介で来るというみたいです。今

通っているのが10人ぐらいですかね。そのくらいの子どもたちが通っていると。日中好きな時間に来て勉強して帰るということみたいです。

そして家庭児童相談室、ここがもう非常に多いんです。家庭児童相談室は去年の25年度で結構ですので、担当部署、白橋部長、年間相談件数と年間の累計の25年度でどのくらいいましたか。家庭児童相談件数。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。

平成25年度の相談数でございます。相談総数373名です。延べ相談者数1,115名、延べ相談数4,137件でございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

ここ本当に多いですね。家庭児童相談室4,300件、1年間ですよ。これ累計、同じ人が何回か来たかもしれませんけども、これだけ多くの相談件数があるんですね。しかし、これだけの相談件数があったとしても、ここはもう土曜・日曜・祭日は休みで、平日だけでこれだけです。そして市民相談センターというのも、これ就労支援のためにありますけども、私5月の時点に行ったら、4月から開所して5月19日に行ってきましたら、19件の相談があったと。そして先日の6月16日に行きましたけども、大分ふえて、4月からの累計30件の相談があったということで、やはりどんどん知名度が上がってきて、相談件数も非常に高くなってきております。

しかし、全部の相談上、共通して言えることは、土・日・祭日はどこも閉まっているんです。だから指定管理をした民間の市民生活相談センターにおいても土・日・祭日は休んでおります。土・日・祭日こそ、やっぱり需要が高いんじゃないでしょうか。家庭児童相談室のほうも年間4,300件というのは平日だけです。土・日だったら、やっぱり悩んでいる人というのは、働いている人もいるでしょうし、学校に行っている人もいるでしょう。その人たちの声を拾う場が土・日・祭日ないというのは、非常にこれは問題だと思います。実際は4,300人以上にもっと隠れた需要というものが非常にあると思います。ですから、こういった需要を掘り起こしていくためにも、全部がやってくださいというわけじゃないです。だから窓口の集約化して、それも職員を張り付かせていくというのは大変かもしれませんので、ボランティアですね、民生委員の方とか士業の先生たちですね、行政書士の先生とか司法書士の先生とか社労士の先生とか、そういう人たちも無報酬でやってくれということでお願いすれば、市民のそういう士業の先生たちもやってくれるかも

しません。そういう人たちの力もおかりしながら、土・日・祭日、こういったことを、声を拾う場をぜひともつくっていただきたいと思いますけども、市長、そういった場をつくっていただけませんか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

いろんな相談窓口が分散しているということでございます。個々人のプライバシーの保護ということもございますし、余り一緒にすると、顔を見られたくない等々のことで逆効果も生まれる可能性はございます。実際そういうふうな経験を私どもしております、一緒にしたらということだったんでございますが、やはり最終的には別れたほうがいいというような話もあって、今現在こののような形になっております。しかし、一緒にのところのほうが効率的にいいのかなという部分もございましょうし、先ほどご提案の土・日・祭日の開館等々も含めまして、これまた新たな就業形態等となりますんで、人件費はどんなふうになるのか、そのあたりも十分検討しながら、このあたりはやはり前向きに考えていきたいなという思いはございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

私の一提案としましては、あそこのNTTビルに入っています市民生活相談センター、本当に名称もいいですね。場所もいい。しかし、場所があんまりよすぎるために、就労支援の相談に見える人も行きづらいんじゃないかなと懸念しているわけですけども、しかし、場所がいいからこそ、ああいうところに集約化した窓口、市民のボランティアの人たちが常時入れかわり立ちかわりそこに行って、どんな問題もそこで第一義的に請け負って、あとはもう専門的に平日はほかに投げてもらう。土・日・祭日だけでもそこにボランティアの人たちにいてもらう。そういうことも私はいいんじゃないかなと非常に思うんです。場所がまず、集約化した窓口というのは場所がよくないと来ませんので、へんぴな場所に置いてもしようがないので、ですので、そういう、ああいったところにあったら本当にいいんじゃないかなと。私はそこにも聞いたら、そういうことを市が考えてくれるんだったら相談に乘りますよということだったんですけども、ぜひ使ってくださいとも言っておられましたけども、ぜひとも、そういった土・日・祭日で市民の声を拾う場を、ぜひとも市長、つくっていただきたいと思いますので、それをお願いしまして私からの一般質問をここで終わります。

以上であります。ありがとうございました。

.....

○議長（堀田 英雄君）

次に、中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

公明党の中尾でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、公園整備事業について伺います。

中間市内には計7カ所の都市公園が指定されています。総合公園の垣生公園、近隣公園の屋島公園、街区公園としまして通谷、小田ヶ浦、曙公園等がありますが、平成22年に策定されました都市公園長寿命化計画に基づき、その都市公園につきましては、遊具、休憩施設、フェンス等、総合的に改築し、今後も計画に基づき、必要な公園環境の整備を続けていかれるとのことですが、ほかに市内に点在しています例えば住宅地の一角にある小さな公園等は、遊んでいる子どもの姿が全くといっていいほど見かけませんし、老朽化された小さなベンチが一つあるだけで、雑草も生い茂り、利用もされていない無駄な空間となっているところを見かけます。さらに、その公園の維持管理も自治会が行うことになりますと、高齢化が進む中、かなりの負担となってまいります。自治会の皆さんには、草刈り等の作業について自主的活動として行うことに異議をとなえているわけではありませんが、自治会の世代交代も進まず、大きな負担となっております。今後の課題として、小さな児童公園の維持管理のあり方を見直す時期に来ているのではないかでしょうか。

以上を踏まえまして、次の4点についてお尋ねいたします。

1つ、児童公園以外の公園について、市内には何カ所あるでしょうか。

2点目、そのスペースは緊急時の避難場所として考えておられるのでしょうか。

3点目に、地元の要請があれば、市への返還は可能なのでしょうか。

4点目、市有地として売却し、有効利用されるお考えはありませんか。

以上、4点について市長の見解を伺います。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

詳細につきましては、担当部課長のほうから回答させます。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

お答えいたします。

現在、市内には児童に健全な遊び場を提供して、その健康を増進し、情操を豊かにすること及び周辺環境の保全や災害防止することを目的に83カ所の児童遊園を設置しております。

このことから、まず2番目の質問の緊急時の避難場所についてでございますが、災害対策基本法に基づき、原則として各自治会の自治公民館を指定緊急避難場所とし、小中学校

ほか公共施設を指定避難場所としてそれぞれ指定しております。

基本的に風雨をしのげる屋内施設を指定しておりますが、地震などのさまざまな災害種別、規模、状況に応じ、迅速かつ適切に対応するためには児童遊園や広場、学校運動場、駐車場などの空間を活用する場合も十分考えられます。

さらに、各自治会で結成済みの自主防災組織においても避難ルートマップ作成時に児童遊園を住民の一時集合場所としている事例が多数ございます。したがいまして、児童遊園は緊急時の非難の際には必要であると考えております。

次に、4番目の質問で、市有地として売却することで有効活用できないかについてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、この児童遊園は子どもたちの遊び場という目的だけではないため、児童遊園を廃止し、売却することは考えておりません。

最後に、3番目の質問の市への返還は可能かについてでございますが、議員のご指摘どおり、近年、自治会からの要望として高齢化により維持管理が厳しいとの声が上がっております。

しかしながら、現状として83カ所の児童遊園を抱えており、その維持管理として自治会の要望を受け、遊具の修繕や取りかえ及び樹木の剪定等を行っております。

また、自治会で除草していただいた草の回収も市が行っています。このことから、今後この問題は検討する必要はあるとは思いますが、市に返還することについては、現時点では今までどおり自治会のご協力を得て、維持管理をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

ありがとうございました。

それでは、総合公園または近隣公園、街区公園等の名称について、何を基準にそのように分類をされておられるのでしょうか。後藤部長。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

お答えいたします。まず、都市公園の目的なんですが、都市公園は都市公園法の中の公園設置基準で定められております。

まず、総合公園、中間市でいえば垣生公園になりますが、市の区域内——区域内というのは全市域という形で解釈しております、に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用を供することを目的とする都市公園を総合公園と申します。敷地面積基準は、利用目的に応じた機能を十分発揮できる面積となっております。

次に、近隣公園、中間市でいえば屋島公園に該当しますが、近隣に——というその近隣

は学校区という解釈をしておりますが、近隣に居住する者の利用に供する目的の都市公園であり、敷地面積はおおむね2万平米が基準となっております。

最後に、街区公園、中間市でいえば通谷公園、曙公園、浄花町公園、切畠公園、小田ヶ浦公園が街区公園に該当しますが、街区一一区内といふのは中間市でいえば自治会という解釈をしておりますが、街区に住む者の利用に供する目的の都市公園であり、敷地面積はおおむね2,500平方メートルが基準となっております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

それでは、先ほどご答弁いただきました83カ所の公園の総点検をしていただいて、草だけではなくて樹木等の剪定について地元の要望があれば、これは行っていただけるのでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

間野課長。

○都市整備課長（間野多喜治君）

お答えいたします。現在、遊具等の施設の状況調査は毎年行っておりますが、草や樹木等の状況調査は行っておりません。

先ほど部長が回答いたしましたように、樹木の剪定については自治会の要望に基づきまして検討し、順次対応しております。

しかし、除草の作業については現在自治会にお願いしており、市は草等の回収を行っているところでございます。

今後は、自治会等からも要望の声が上がっておりましたことから全児童遊園の状況等を把握するため、調査を行い検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

では、近隣の市町村の取り組みの現状について、どのように把握をされておられますでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

間野課長。

○都市整備課長（間野多喜治君）

お答えいたします。5年ほど前に近隣8市町に公園管理について調査しておりましたが、今回改めて調査を行いました。

調査結果ですが、除草作業については自治会で対応しているところが2市町、自治会で対応しているが助成金を与えているところが4件、市や町で対応しているところが2件という結果がありました。

また、遊具等の施設関係はいずれも市町で対応しているということありました。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

どうもありがとうございました。

では、次の質問に移ります。

次に、ごみステーションの増設について伺います。

平成27年3月に策定されました中間市第2次環境基本計画に中間市のごみの年間排出量及び1人当たりのごみ排出量は平成18年以降減少傾向にあり、福岡県の1人当たりのごみ排出量を下回って推移しているとのことで、大変喜ばしいと思っております。これは、ごみ減量化とリサイクルのための取り組みの意識の高まりが進んでいるものだと考えます。

本年4月に各家庭に配付されましたごみ出しカレンダーも生ごみの日、ビン・カンの日、プラスチックごみ等、わかりやすく一覧表にしたもので大変好評です。

ごみ減量化、リサイクル化が進む中、現在、ごみステーションへの見やすくわかりやすくなりましたごみ出しカレンダーを見ながら決められた日程のとおりに分別し、ごみステーションに出しておりますが、しかしながら高齢者の方々や障がいのある人はステーションまでの搬出にご苦労されている姿を見かけます。特に、雨の日など傘をさして重いごみ袋を運んでおられます。

以上の理由により、ごみステーションをもう少し細かく現状を踏まえて設置していただけませんでしょうか。

次の3点についてお尋ねいたします。

まず、戸別収集からごみステーション化に至った経緯についてお伺いいたします。二つ、次に今決められていますごみステーション設置の要件についてお伺いいたします。3番目、仮に増設可能であればその際の手続について、担当部長にお伺いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

久野部長。

○環境上下水道部長（久野 裕彦君）

お答えいたします。初めに、ごみステーション設置に至った経緯でございますが、ごみ収集車の後部に人が立ったままの状態で収集する、いわゆるステップ乗車での収集が乗車または積載の方法を定める道路交通法第55条において違反に当たること。また、ステップ乗車による事故が全国的に多発しておりましたことからステップ乗車の中止をすること

になりました。

そのことによりまして、軒先回収に対する収集の効率の低下も予想されますことから、本市におきましては平成23年4月1日から全市でごみステーション方式を実施いたしております。

続きまして、ごみステーションの設置の主な要件でございますが、基本として第一におおむね10世帯ごとに1ステーションとすること、第二にステーションごとの間隔は約100メートルとすること、第三にステーションは収集車の通り道に設置することとなっております。

議員ご指摘の高齢者等によるごみ出しの困難事由による増設は、現在、市内全域でこの設置要件を満たしておりますステーションが設置されておりすることから、残念ながら難しいのが現状でございますが、利用者間の協議によりまして、設置要件の範囲内でステーションの移動は可能でございます。その手続といたしましては、まず利用者間での話し合い、結果を自治会に申し出てごみステーションの位置を決めていただきます。次に、自治会長を通じて環境保全課に申請をしていただき協議を行います。最後に疑義が生じなければごみ収集業者と立ち合いの上で設置を決定いたします。

現在、ごみ出しにご苦労されておられる方に関しましては、ご利用者間でのご協力もあるうかと思いますが、中間市シルバー人材センターでは、10分の軽作業をお引き受けするワンコインサービスなかまシルバー生活支援隊という事業がございますので、そちらもご利用いただければと考えております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

先ほどの回答の中で、ごみステーションが1カ所当たり10世帯とのお答えでしたけども、実際はどのようにになっているのでしょうか。

また、市内のごみステーションの個数をおしえていただければと思います。

○議長（堀田 英雄君）

安徳課長。

○環境保全課長（安徳 保君）

お答えいたします。平成27年3月末で、ごみのステーションは2,041カ所あります。世帯数は2万433世帯で1カ所当たり約10世帯でございます。

以上であります。

○議長（堀田 英雄君）

中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

先ほどのご答弁の中にワンコインサービスなかまシルバー生活支援隊というお話がありましたけども、対象者の条件を教えていただきたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

安徳課長。

○環境保全課長（安徳 保君）

お答えいたします。シルバー人材センターに確認したところ、市内にお住まいの65歳以上の高齢者のみの世帯、または体のご不自由なひとり暮らしの方が対象となっております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

それでは、どのくらいの方がご利用されておられますでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

安徳課長。

○環境保全課長（安徳 保君）

お答えいたします。ごみ出しでご利用される方は、10分程度の作業となり、100円で利用することが可能でございます。平成26年度、100円で利用された方は322件あり、そのうちごみ出しで利用された方は273件であります。

以上であります。

○議長（堀田 英雄君）

中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

大変ありがとうございました。

以上で、一般質問を終わります。

.....

○議長（堀田 英雄君）

次に、草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

公明党の草場満彦でございます。

通告の内容で一般質問を行いますが、質問の順番を入れかえさせていただきます。

まず、空き家対策法及び市有地の活用の状況について質問いたします。

空き家が増加し続け、全国の住宅の14%に当たる820万に上っております。空き家対策特別措置法は、防災、防犯、景観などの観点から空き家管理に市町村が取り組む具体策を示した法律であると考えております。

佐々木議員の質問の中でも出ました、特定空き家の定義として四つあります。一つ、倒壊などの危険がある空き家、二つ、衛生上著しく有害な空き家、三つ、景観を著しく損ねている空き家、四つ、周辺の生活環境に悪影響を与えていた空き家、この四つのいずれかに該当する空き家を特定空き家と認定をし、立ち入り調査や所有者に対する修繕、撤去、勧告、命令が可能となりました。所有者が勧告に従わなければ、固定資産税の優遇措置を打ち切ることもできますし、命令に従わなければ強行解体も行います。危険な家屋の撤退が進まない状況を踏まえればやむを得ないとも思いますが、ただ遠隔地で手入れが行き届かないなど所有者側にもさまざまな事情があると思います。行政として相談窓口を設けるなど、きめ細かな対応が必要となると思います。

この特措法は、市町村にまち再生の権限を委託したようなものであると考えております。それだけに、特定空き家をふやさないためにも補修費補助やさらなる空き家を生かした地域活性化へのアイデアの創出が大いに期待できるものと考えております。

本市は、この特措法をどのように有効活用していくかお考えなのかをお伺いをいたします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

特措法、今動き出したばかりでございますし、先ほどお答えしましたように、行政代執行しても、これはその市の負担ということになってまいります。これちゃんと個人からとれれば、それは結構なんでございますが、とれる方であればみずからそういうふうな危険家屋は処理されるわけでございまして、そういうふうな財政的な問題を含んだ家屋が残っております。それに対して市がどこまでその代執行できるか、またその費用の回収、そういうのはどうなるのか、大変難しい問題が山積いたしております。

先ほど言いましたように、これをを利用して市の活性化を図ったらというお話をございますが、まずそういうふうな解体等々について国がどの程度の補助を出すのか、そういうあたりも全く見えてまいりませんし、危険家屋という定義自身もまだはつきりいたしておりません。

そういう中で、先ほども申しましたように近隣の状況等々を考えながら、また当市におきましては、先ほど申しましたように空き家バンク等々を創設しておりますし、そういうことも含めまして、この空き家対策というのはこれから大きな中間市の、全国的にも大きな課題になってくるんじゃないかな、そのように思っております。

先ほどの公園の話でもございますし、その地域地域に公園をその地区の駐車場に利用したり、また空き家を解体した後地域の公園等々に、また駐車場等に利用したりという、そういうこともとりあえずは考えられますけれども、公の施設をつくったらというお話をございます。しかし、空き家はたくさんあるわけでございまして、それにいちいち公の施設

をつくるということも不可能でございます。

そういうあたりで地域の住民の皆様方と一緒にになってその空き家等々の対策、利用等々を今後考えていきたい、そのように思っております。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

市長の答弁はそのとおりだと思います。

実際、この特措法、先月の26日に全面的施行になったばかりであります。一部は先行して施行されてきましたけども、要はどこの自治体も同じスタートラインなんです、今の段階では。だから、この特措法をどのように有効活用するか、地域の活性化に差が出てくるんではないかというふうに、取り組みいかんによって。だからその要望としてどこの自治体よりも早急に国の基本方針、基本指針に則した空き家対策計画を策定をして、協議会を立ち上げていただくことを強く要望したいんです。

今の段階では、質問はここまでしかできないんで、ちょっと期間を置いてから、また再度質問させていただきたいと考えております。

次に、空き家及び空き地で固定資産税の未回収件数と未回収額がわかれれば教えてください。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

担当のほうから詳細については回答させます。

○議長（堀田 英雄君）

高橋部長。

○市民部長（高橋 洋君）

固定資産税の課税につきまして、土地及び家屋に対する課税につきましては、1月1日現在の土地及び家屋の現況を確認し、現況に対する課税を行っております。

家屋が存在することは課税の要件となります、空き家であることは課税の要件にならないため、その棟数の集計は行っておりません。

土地につきましても、現況地目の認定におきまして、空き地の地目は該当しないため、空き地につきましても筆数の集計も行っておりません。

ご質問の固定資産税の空き家、空き地の未回収件数及び額については把握していないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

要は掌握するのは極めて難しい、限定すること自体不可能であるということだと思いました。

そうであるならば、空き地とか空き家とか限定せずに、全ての固定資産税に係わる総額が幾らなのか、それに対して回収がどれぐらいなのか、未回収がどれぐらいあるのかということはおわかりでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

高橋部長。

○市民部長（高橋 洋君）

お答えいたします。平成26年度の決算におきまして、固定資産税の調定額は15億1,700万、これに対しまして未納額は約2,200万となっております。徴収率は98.49%となっております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

回収率はいいですけど、済みません、これ2,200万ていうのは単年度ですか。

○議長（堀田 英雄君）

高橋部長。

○市民部長（高橋 洋君）

26年度、単年度の未収金額です。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

回収率はいいですけども、金額としたら大きいですよね。近年、何年かでも結構なので累計額どれぐらいになっているのか教えてください。

○議長（堀田 英雄君）

高橋部長。

○市民部長（高橋 洋君）

平成26年度までの滞納分でございます。未納額は9,700万円、未納件数は765人となっております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

ほぼ1億、収納課の方たちも一生懸命になって、そうやって未納されている方、税金を払っていない方たちの回収、本当に努力されてあると思います。近年、特に頑張っていらっしゃる姿、見受けをしておりますけど、どういうふうな、以前と違ってこういうふうな徴収の仕方を採用しているよとか取り組んでいるよというものがありましたら教えてください。

○議長（堀田 英雄君）

高橋部長。

○市民部長（高橋 洋君）

まず、納期限までに納付がない場合は、納期から起算して二十日以内に督促状を出します。その後、催告状を出しまして、それでも応じない場合は財産調査に入りまして、財産の差し押さえの準備に入っていきます。そういう手続を今現在、踏んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

数年前は差し押さえとかいう言葉だけは知っていましたけど、実行されているなんて余り見受けなかったんですが、近年はそうやって実行されてあると思います。

昨年度で結構なんで、差し押さえ件数がわかれれば教えてください。

○議長（堀田 英雄君）

高橋部長。

○市民部長（高橋 洋君）

差し押さえ件数でございます。昨年度、26年度中の不動産の差し押さえ11件、給与の差し押さえ12件、預金の差し押さえ95件、搜索1件でございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

私のほうからは、大変なお仕事かもしれません、本当頑張ってくださいということしか言えません。

ただ、根底にはこれも本当に大切な中間の財源なんだという思いで取り組んでいただきたいなというふうに思います。

次に、市有地で民間に賃借している件数と料金の回収状況をお伺いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

ただいまのご質問にお答えいたします。平成26年度の土地賃貸借契約を締結している長期貸し付け件数は105件でございます。面積は1万8,241平方メートル、貸付金額は599万1,181円でございます。回収状況は平成27年5月末現在で495万9,651円、回収率は約83%となっております。

また、短期貸し付け件数は9件で、面積は1,815平方メートル、貸付金額は109万6,668円でございます。回収率は100%でございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

短期は100%、長期に至っては対象の金額が600万弱に対して回収が500万弱、ほぼ100万円程度未回収です。単年度についてはわかりました。未回収の累計額っていうのがわかりますか。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

お答えいたします。累計額は727万828円でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

何件かの方たちがそうやっていらっしゃって、その中で最長何年ぐらい未納されてあるのか、多分その方になるとは思うんですが、いかほど未納されてあるのかわかりますか。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

お答えいたします。最長の方は、通算で16年でございます。16年と言いましても途中4カ年くらいは現年度分は支払っていただいている経緯がございます。金額といたしましては、250万7,128円でございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

この250万がどうなかつていうのはちょっと判断できないんですが、長期にわたつ

ての契約、賃借料というんですか、通常の民間で借りる金額よりも多分安いんではないかと思うんですけども、設定っていうのはどういうふうな料金の設定になっているんですか。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

長期の場合、通常5年以上の方を長期といいまして、ほとんどが土地が中間市で建物を個人で建てて、その借地料になりますので、評価額の2%というのが通常の算定額でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

部長に感覚をお聞きします。その2%っていうのは安いんですか、高いんですか。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

通常のあれからいけば安いと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

その鋭意、回収に取り組んでいらっしゃるとは思うんですけども、そうやって取り組んでいる状況も知りたいし、今お聞きした16年払っていない、250万たまっていますよという方が悪意があってそうやってされてあるのかどうなのかもわかりませんけれども、多分に長年にわたって250万というお金を、本来払うべきものを払っていらっしゃらないと事実なんで、これに対してどういうふうにお考えになって取り組んでいらっしゃるのか、極端に言えば弁護士に相談をして、提訴まで考えていらっしゃるのか、その辺をお聞きしたいんですけど。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

お答えいたします。今現在、先ほど高橋部長も申しましたように督促状を送りまして、電話連絡、訪問等をして、その方とは現在、その方は実際2件ぐらいあったわけです、それで1件はもう解体までしていただいて更地で契約解除までいっております。さらに滞納分につきましては、分納という形で月額わずかなんんですけど、徴収いたしまして、今現在、5月分まで支払っていただいている状況でございます。

また全部で20件ございますが、20件のうち19件はそういう形でお話がついて、分

納という形で現在対応していただいているのですが、1件につきましてはなかなか連絡がつかない、対応をしていただけないというのがございます。ただ、その方はまだ額的には少ない額ですけど、債権という形になりますから、それは家屋自体がほとんどが30年以上の老朽家屋、裁判に勝って差し押さえてもその辺が回収ができないということもございますから、その辺は債権の管理係というのが26年度にできましたので、もうその一つの課ではなく、中間市全体の課題として今後徴収方法とか検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

当初は、賃借権を取り交わしてお貸ししている、借りているということで、借りている方がこの市有地買いたいというふうにおっしゃったら、それは可能なんですか。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

お答えいたします。実際に買っていただくケースも多々あります。それは可能と思っております。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

事例があるし、可能であるならば、そういうものを前面に出して買っていただこうという動きはないんでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

今現在の収入状況といいますか、それが支払えないという状況でございますので、当然土地も買う財政状況では、その個人の方の財政状況も踏まえてなかなかその辺は難しいかと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

私、言ったのは回収できていない方を対象としてではなくて、払ってくださっている方たちをも全て対象にして市有地を売却という形で周知することのほうがいいんじゃないですかというふうに言ったつもりです。

先ほどの固定資産税と一緒にになりますけども、本来であれば貴重な中間市の財源、交付税でない自主財源の一部でありますので、それはもう本当大事なものという意識を込めて今でも努力していらっしゃいますけども、鋭意努力を重ねていっていただきたいという要望を申したいと思います。

次の質間に移ります。

これも佐々木議員と重複するんですが、ご容赦ください。申しわけありません。

次に、職員不祥事再発防止について質問いたします。

刑事事件で生活保護費不正受給事件、そして備品窃盗事件がありました。職員の職務怠慢で高額療養費未請求事件、そして県民税に係る課税データの未反映事件と平成23年から本年まで不祥事が相次いで発生をいたしました。コンプライアンス委員会等を立ち上げて再発防止に取り組んでこられたとは思いますが、具体的にどのような再発防止策を施してこられたのかをお伺いをいたします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

佐々木議員の質問の際にも申し上げましたように、この一連の事件に対しまして市民の皆様方には大変ご迷惑、また不信を抱かせたことに対しまして、まずはお詫びを申し上げなきやいけない、そのように思っております。

議員の質問にお答えしますが、近年、言われますように本市では高額療養費の未請求事件、また生活保護費不正受給事件などの不祥事が相次いでおります。

また、昨年度は備品窃盗事件や市県民税に係る課税データの未反映事件等々ございまして、本市過去から積み上げてまいりました市政に対する市民からの信用、信頼を大きく失墜をいたしたところでございます。

不祥事には、議員ご指摘のとおり法令違反を認識して行う故意による刑事事件と職員の不注意等々によります事務処理のミス、二通りございます。事務処理ミスや職務怠慢、懈怠等々による不祥事への対応といたしまして、平成25年8月に中間市のコンプライアンス条例を改正し、また同年9月に外部有識者による中間市コンプライアンス委員会からのコンプライアンス推進に係る答申を受けまして、府内のコンプライアンス会議を設置するとともに、総務課コンプライアンス推進係の新設、また同係への警察官のOBの配置など積極的にコンプライアンス体制の構築推進に図っているところでございます。

市民の期待に応える高い倫理観と責任感を持った職員を養成するために全職員に対しましてコンプライアンス研修を実施をいたしております。職員の意識改革に力を注ぎ、また不祥事が起きないように組織の構築を図ってまいりたい、そのように思っております。

先ほど申しましたように、再発防止対策、また詳細な活動につきましては副市長または担当部長のほうからお答えを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

行徳副市長。

○副市長（行徳 幸弘君）

それでは、お答えいたします。ただいま市長がお答えいたしましたとおり、これまでに本市で不祥事が起きない組織づくりに向けて、コンプライアンス推進に積極的に取り組んでまいったところでございます。

平成25年9月、中間市コンプライアンス委員会からの本市に関するこれまでの不祥事に係る再発防止の提言を踏まえまして、昨年度、副市長及び部長職で構成する庁内コンプライアンス会議におきまして、六つのコンプライアンス行動を掲げた中間市コンプライアンス推進指針を作成するとともに、このことをホームページによりまして公表を行ったところでございます。

また、本年5月には本指針を具体化した中間市コンプライアンス推進行動計画を作成いたしまして、本市のコンプライアンスに関するさまざまな施策の策定や実施に向けた取り組みを定め、所属長を通じて職員への周知徹底を図ってまいりました。

また、事務処理ミスに関する具体的な方策として所属部署ごとの業務マニュアルの作成や人事異動の際の事務引き継ぎの徹底及び複数担当制の導入など再発防止にも努めてまいりました。

しかしながら、昨年12月に発覚しました市県民税に係る課税データの未反映事件を受け、さらなるリスク管理の徹底が緊急の課題であると認識をいたした次第でございます。

佐々木議員のご質問でもお答えいたしましたとおり、これまでの不祥事の検証結果から不祥事を事前に防ぐには業務執行上のリスクを低減させることが重要であると考えております。このため、事務処理ミスの要因とされる業務プロセスにおけるリスク管理に関する問題点の早急な洗い出し、そのリスクを回避するための対応策について、現在、職員一人一人が検証し、その検証内容を職場内で検討する取り組みを行っているところでございます。

今後は、所属部署での検討結果を踏まえ、庁内コンプライアンス会議におきまして有効な対応策について決定し、全職員に示すことといたしております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

私も今答弁にあった中間市コンプライアンス推進指針と行動計画、読みました。今の答弁の中身のことが記載をされてありましたけども、私が申し上げたいのは一番最初に、その前から不祥事はあったんですが、今回取り上げている最初の高額療養費の未請求事件と課税データの未反映事件、この二つは、それ以外の刑事事件は別として、職員さんの意識

が徹底されていれば未然に防がれていたものではないのかなというふうに思っております。

特に、高額療養費のときにある程度の再発防止策っていうのはあの当時も言ってらっしゃいました。引き継ぎをもっと十分にやる、業務マニュアルを作成してそれにのっとって作業を進めるとかそういうのをおっしゃっていましたけども、実際、公になったのはことしの1月ですけども、課税データの未反映という事件が起きてしまったのも事実なんです。

そうやって再発防止に取り組んでいたにもかかわらず、本年、公になった事件が起きてしまった、なぜなのかという部分もしっかりと掌握した上で、把握した上で再発防止に取り組まないとまた同じようなものが起きるんじゃないかなというふうに危惧をしております。

私が思う、これはもう個人的な見解なのでそういうふうに聞いていただきたいんですが、職員としての基本的な心構えの希薄さ、つまり危機感がないんではないかと感じております。どれだけ中間市に、また中間市民に迷惑をかけたのかを理解をしていない。他人事のように思って受けとめているんじゃないかなというふうに感じております。なぜかっていうと実態が十分に、職員さん、皆さん方に説明されてないんじゃないかなというふうにも思います。

高額療養費の請求漏れについてですけども、内容的にはこういう内容だったですよね。

乳幼児、児童、重度障がい者、ひとり親家庭等医療に係わる高額療養費の請求事務に関して前任者から引き継ぎを受けたが、健康保険組合への請求事務が必要な職務であると認識を持ちながら、またその事務を怠ることによる市への損害を予見していたにもかかわらず当該請求事務を怠り、結果として当該債権のうち平成19年4月から平成21年7月までの医療費債権を時効により消滅させ、市に損害を発生させた。その額は840万弱ございました。

こういう事件でございましたが、この方は必要だとわかっていてもその事務を怠った、わかりやすく言えば仕事をしなかったわけです。十分な仕事をされていなかった、そのときは。100与えられて100の仕事をされていなかったにもかかわらず、定まっている報酬はきっちり受け取っていらっしゃったんです。その何年間か何ヵ月か知りません、その間。その怠った分、その方から返納はあったんですか。その分だけという感じで。なかったでしょう、こういったもの。なかったと思いますからいいです。

そして事件が発覚後に対策、対応として実態の究明、そして対応をしなくてはいけなかった。そこにほかの職員さんが充当されたんだと思います。高額療養費未請求事件に限つてでいいんですが、真相究明と対応にどれだけの職員さんが充当されたのかというのはわかりますか。日数とマンパワーです。

○議長（堀田 英雄君）

柴田部長。

○総務部長（柴田精一郎君）

お答えします。これは当該課の職員が通常業務の合間を見ながら内容を精査をして隨時調査をして金額を出していったということでございまして、実際にどれだけの費用がかったというのは把握をいたしておりません。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

その対応は定時間内で通常業務をやりながら片手間にやってたってことですか。

○議長（堀田 英雄君）

柴田部長。

○総務部長（柴田精一郎君）

総務課のほうには時間外としての請求はあってございませんので、時間外はなかったというふうに判断をいたしております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

時間外勤務はなかったと認識をしてるってことですね。結構時間かかったと思うんです。どこから始まつたことなのかを追求して、追跡調査をして、ここからだった、これが事務的処理はされてるか、されてないのか、間に合うのか、間に合わないのか、間に合うだったらまたそこで新しく事務処理をして申請をして、来たら来たでまた事務処理をして、そうやって事務処理が通常業務自分がしないといけない、与えられてる仕事の片手間でそういうものができるんですかね。そういう事務処理を簡単な事務処理なんですか。それに対して対価を出してるんですか。

○議長（堀田 英雄君）

柴田部長。

○総務部長（柴田精一郎君）

事務処理としては、大変な作業だったというふうに思っております。当然、その通常の業務、10分の10の仕事を通常業務を一方でやってるわけですから、それに加えてその中で時間を自分たちで見繕いながら、その間、時間の中でこういった作業をしていただいだと、こういうふうに我々としてはとっています。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

通常業務をやりながらしてた、通常業務がそんなに大変ではないのかなと、大変なことですよとおっしゃった、その対応の部分も大変なことなんですよとおっしゃいましたけど、もっと悪く、僕、言わしていただければ、通常業務の市民サービスがおろそかになったことはないんですか、じゃあ。

○議長（堀田 英雄君）

柴田部長。

○総務部長（柴田精一郎君）

それはないというふうに信じております。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

私は、今、高額療養費の部分に限ってということで限定してお聞きをしましたけれども、職務怠慢以外にも刑事事件の部分でもありました、こっちのほうはすごい量で人員が充当されて、マンパワーがそこに発生したと思います。マンパワーが発生するということは、費用、経費が自ずと発生するわけですよ。それも全くなかつたことなのか、どうなのかは、きょうは聞きません。

僕、そこら辺を——だから通常業務しっかりやって、なおかつ定時間内にあんたがやったミスの尻拭いを、ほかの職員さんが一生懸命になってやつたんだという部分が皆さん方、職員さんの統一した認識であるのかどうなのか、自分がやつたことがどれだけ大変なことだったのか、行政に対する信用の失墜をさしてしまった、同僚の職員さんにいらぬ労力をさせてしまう結果になってしまった、そこには財政的な出費はなかつたとおっしゃるけども、私はあってしかりだと思いますよ。残業、絶対なかつたわけですね。改めて聞きますよ、なかつたんですね。

○議長（堀田 英雄君）

柴田部長。

○総務部長（柴田精一郎君）

総務課のほうには残業は上がってきておりません。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

後で、担当の部と課にお伺いをして、その実態はお聞きをしたいというふうに思います。いろいろとコンプライアンス委員会を立ち上げて、庁舎内にもコンプライアンス委員会立ち上げられた、副市長筆頭に部長さんクラスが——結果としてことしも不祥事が発覚してしまった。そこには私は、さつきも言いましたように職員さんの意識が希薄している危機感がない、自分が起こしたこと、また自分がもしかして起こしてしまうようなことが、

これほどまでに皆さん方に、行政に中間市民にご迷惑をかけることになるんだという意識をしっかりと持つてもらうことが再発防止につながるんではないかなというふうに思いましたので、きょうは質問させていただきました。その辺のことも理解をしていただいて、再発防止に努めていただきたいと思います。

以上で質問終わります。

.....

○議長（堀田 英雄君）

次に、安田明美さん。

○議員（13番 安田 明美君）

福祉クラブの安田でございます。通告に従い、一般質問をいたします。

最初に、駐車場の確保について。

高齢化が進む中、在宅での介護・看護が必要な高齢者の方々がますます増加していくことが見込まれますが、訪問介護・看護の事業所が利用者宅を訪問する際の車両の駐車スペースの確保が問題になっております。介護保険制度が始まってから警察署の交通課で各サービス事業者単位で駐車許可証を申請、発行していただいております。

中間市の高齢化率34%から10年後の37年には40%に達します。その中で、今現在、介護認定者は高齢者の21%強の方が認定を受け、そのうち約86%強の方が利用されておられます。そしてまた、その86%強の中の81%の方が在宅でサービスを受けられております。

中間市は、北九州のベッドタウンとして急造成した町であります。道幅の狭い地域もあり、訪問中に駐車禁止違反切符を貼られたケースがあります。駐車場の確保を事業所の自助努力ということは承知しておりますが、市として地域づくりの一つとして緊急を要する利用者の方もおられますことから、空き地などの利用に何か工夫を考えていただければと思いまして、市長の見解をお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

お答えをいたします。

ご指摘のように当市の高齢化、随分進んでおります。そういう中で訪問介護や訪問看護等のサービスを受ける利用者数及び利用回数も大変ふえてきていると、そのように理解いたしております。サービス提供事業者におきましては、駐車スペースの確保に大変苦慮されているという話でございます。消防団の方もそうでございまして、救急呼び出しがあって分団の近くに車をとめて、それがやはり交通違反の切符貼られたとそういうふうな事案もございます。

そういうふうなことも含めまして、利用者の自宅付近といいますか、その地域、地域に

おきまして、そういうふうな駐車スペースを確保しなければいけないなという思いはございます。

先ほど、公園なんかも利用していない公園等々ある、そういう辺りの一部を駐車場にしたり、空き家の話もございました。そういうふうな、それぞれの自治会の中心部にそういうふうな空き地があれば、駐車場として開放をしたいなという思いがございます。

しかし、一定のルールは各自治会の方たちが持ってもらわないと、もういつの間にか常駐の駐車場になってしまふわけでございまして、そういうことがないように公の施設としてみんなが利用できる、また消防団なり介護の方は特別枠として、ここには駐車したらいけませんよというような、そういうふうな枠を決めたり、そういうふうなことを今後考えていく必要があるんじやなかろう、そんなふうに思っております。

そういうふうな条件、案件等々があれば私も大いに利用しながら、そういう駐車場のスペースを確保していきたいなと、そういう思いがございます。その代り、一定の市民の方や地域の方が一定のルールの中でそういうふうな駐車場を利用させていただきたいと、せっかく開放してもそういうふうな常駐されるような方がおられれば、またわざわざそこを閉鎖しなければいけないという、そういうふうな状況になりますんで、そういう辺りも先生のほう、各自治会等々ご指導いただきたいと、そのように思っております。

○議長（堀田 英雄君）

安田明美さん。

○議員（13番 安田 明美君）

ありがとうございます。まあ、前向きなご意見いただきまして、これは各自治会、いろんな方の協力を得てしないといけないんですが、この今回いただきました第6期中間市高齢者総合保健福祉計画の中に市長さんのお言葉の2ページ後に、中間市高齢者憲章というのがあるんです。その中に私たち中間市民は、一人一人が支え合う福祉のまちづくりとうたってあります。

だから、福祉のまちづくりを、これ駐車場一つのことでございますけど、やはり、みんなが私たちは高齢者とともに生きる温かい思いやりのある地域社会をつくりますと、地域づくりということもうたってありますので、どうぞ市長さんを先頭に私たち議員も頑張っていきたいと思いますし、地域づくりにしていきたいと思いますので、どうぞ今後ともお願ひいたします。

次に、コミュニティバス運行の地域への情報提供というところで、10月から南校区においてコミュニティバスの運行が予定されていますが、今後の運行に向けた準備の中で地域住民の方への情報提供についてどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

ことしの10月から中間南校区におきましてコミュニティバス——コミュニティタクシーでございますけれどもが、運行開始をする予定でございます。これ、タクシー業界の皆様方の大変なご理解等々いただきまして、大変難しい案件でございましたが、このように実施できるようになっております。バスの名前も公募して何か決まっておるようでございますが、一応、交通会議で公表するということで、現在ここでは差し控えさせていただきます。

そういうふうなことで、私にとりましても大きな公約の一つでございましたコミュニティバスが現実的に動くようになっておりまして、大変ありがたく思っております。そういう中で、まだこのコミュニティバスのことについて、よくご存じないという方もおられるという話でございます。自治会長様当たりも十分、自分のところの方にそういうふうな話を周知していただきたいと、そのように思っておりますが、詳細につきましては、担当部のほうから回答させます。

○議長（堀田 英雄君）

藤崎部長。

○総合政策部長（藤崎 幹彦君）

お答えいたします。

これまでの導入に向けた検討の中で、地域の皆様のよりよい移動手段となるよう中間南校区の12自治会長様が中心となりまして、アンケート調査の実施や停留所の設置場所の検討など地権者の方々の交渉など運行に向けた準備を進め、現在はコミュニティバスの愛称を検討しているところでございます。

このバスの運行につきましては、地域の皆様がこのように主体的に取り組み、地域にとって欠かすことのできない移動手段であるという認識のもとに運行に向けて準備を進めております。つきましては、地域の方々が主体的に取り組んでおりますので、これが大きな情報提供になっているものと考えております。

今後につきましても、運行マップ及び時刻表の中間南校区全世帯への配布及び広報なかも、市ホームページへの運行開始記事の掲載など、地域の皆様への周知を行うとともに、検討段階から積極的にご協力いただいている中間南校区の12自治会長様と連携いたしまして、組回覧や地域での集会がある際の周知などを行うこと等、地域の皆様が安心して利用できる環境を整えながら、引き続き情報提供に努めてまいる所存でございます。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

安田明美さん。

○議員（13番 安田 明美君）

ありがとうございます。今回のコミュニティバスについては、中間南校区12自治会長様が中心となってアンケート調査とか、それとか停留所の設置箇所も自主的にされたとお

聞きして本当に安心しました。地域のお住まいの皆様が安心して利用できるよう、引き続き自治会長様にもご協力を得ていただきたいと思いますし、連携を重ねていって住民の方たちに、即、情報提供ができるようにしていただきたいと思います。

なお、今後、中間市においては、八幡製鐵所、遠賀川水源地ポンプ室の世界文化遺産登録に向けた動きがございますが、市内外から多くの方がお越しになられまして、人ととの交流が盛んになると思われます。この新しいコミュニティバスが地域住民の足となって、また貴重な財産の一つとして多くの方に利用され、愛される乗り物になっていただきたいと切に願ってます。本当にコミュニティバスの実現が途中で途切れることなく、次のまた地域に根づいていくようにお願いしたいと思います。

それで、このコミュニティバスの検証期間というのを設けられてるんですかね。

○議長（堀田 英雄君）

藤崎部長。

○総合政策部長（藤崎 幹彦君）

現在、公共交通会議の中で底井野校区からも要望が出ております。それで、この二つの交通、そこがまず運行の方向でいけたなら、その後、異なった二つの形態の検証期間、それを一定期間取ってまいりたいと思います。その検証期間の結果によりまして、次の校区と進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

安田明美さん。

○議員（13番 安田 明美君）

底井野校区は近いうちにそれがまた自治会の方たちとお話を交通の機関に入るんですか、お話し合いが。

○議長（堀田 英雄君）

藤崎部長。

○総合政策部長（藤崎 幹彦君）

もう現在、そういう要望がございますので、行っております。

○議長（堀田 英雄君）

はい、安田明美さん。

○議員（13番 安田 明美君）

そしたら一つずつコミュニティバスとして愛称ももう決まったようですので、それが1台1台ふえることを楽しみにしております。

次に、ふるさと納税の取り組みについて。

以前、掛田議員からも二、三度ありましたが、ふるさと納税についての一般質問がありましたが、中間市では現在、遠賀川水源地ポンプ室の世界遺産に向けて全市民が一丸とな

って盛り上がっていくことが求められていますし、また北海道の月形町との交流も深まって来ておりまことから、中間市においてもふるさと納税を大いに取り組んでいくことについて、再度ご検討いただけませんでしょうか、市長のご意見をお願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

議員言われましたように、このふるさと納税につきましては、掛田議員のほうからも二、三度問題提起されておられます。今までどおり私自身は、このふるさと納税、趣旨から大きく外れた制度に今なっておりまして、余り感心をいたしませんけど、今回、制度改正等々がござりまして、ふるさと納税大変やりやすくなっています。そういうことを踏まえまして、当市の特産品等々PRしながら、これを積極的に少しアピールしていきたいなど、そのように心境が変化いたしておりますんで、その実施につきまして、市職員のほうに指示をいたしたところでございます。月形町のお話もございました、月形町との交流も深めまして向こうの特産品をこっちで利用したり、うちのほうも向こうのほうに利用させてもらったり等々、いろんな知恵を出しながら少しでも税の確保に努めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（堀田 英雄君）

安田明美さん。

○議員（13番 安田 明美君）

ありがとうございました。ちょっと課長か部長にお聞きしたいんですが、ホームページの検索は、今はスムーズに行くんでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

田代課長。

○財政課長（田代 謙介君）

お答えいたします。

それは本市のホームページのほうでふるさと納税のサイト設けておりますし、そこから申請書等ダウンロードいたしまして、お申込みいただくということは可能でございます。ただ、インターネットを通じて申し込みということはできませんけれども、申し込みは可能とはなっております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

安田明美さん。

○議員（13番 安田 明美君）

去年はどれぐらいの納税者がおられましたかということで、総額と人数をお答えいただきたいのと、そのときに今もテレビなんかでいろいろ特産物のところをピックアップして

されておりますが、中間市のほうはどういう特産物を返礼として送っておられるのか、その返礼がやはり書類見ましたら、ご自分で返礼はいりません中間市のために使ってくださいとか、それとか子どものために使ってくださいっていう方たちもおられると聞いておりましたので、何人と額を把握したい。

○議長（堀田 英雄君）

田代課長。

○財政課長（田代 謙介君）

お答えいたします。

本市におけるふるさと納税、平成26年度の実績でございますけれども、合計23名の方から金額にいたしまして71万円、平成26年度は23名の皆様から71万円のふるさと納税をいただいております。

返礼ということでございますが、従来、先ほど市長も申し上げましたとおり、本市につきましては、やはりふるさと納税制度の趣旨ということを踏まえまして、この返礼ということ、あくまでふるさと納税をしていただいた方に対するお礼ということでいたしておりますので、この返礼品を差し上げるということにつきましては、ホームページも含めまして一切公表いたしておりませんでした。そうした中、これだけの23名の方していただいておりますが、こちらは皆様、返礼品目当てではございませんで、これ中間市出身の方がほとんどでございます。

その結果、返礼品——こちらから金額にいたしまして1万円以上された方につきましては、返礼品をお送りいたしますよという投げかけはさせていただきますけれども、そのうちほとんどの方がその返礼品辞退されております。結果的に23名中、6名の方に対してのみ返礼品をお送りしたという実績になっております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

安田明美さん。

○議員（13番 安田 明美君）

そのときに、どういう品物の名前は申し上げられないでしょうけど、何社ぐらいの事業所の特産品を送られたんですかね。

○議長（堀田 英雄君）

田代課長。

○財政課長（田代 謙介君）

平成26年につきましては、事業社数で3事業社となっております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

安田明美さん。

○議員（13番 安田 明美君）

ふるさと納税が今年度変わりますよね、それちょっと説明していただけますか。

○議長（堀田 英雄君）

田代課長。

○財政課長（田代 謙介君）

お答えいたします。

現在、やはり今年度から制度改正が2点ありました。まず、1点目の制度改正ですけれども、ふるさと納税額、従来の約2倍に拡充されたということがございます。

もう1点の改正点ですけども、従来の税額控除に必要な確定申告、必ず確定申告が必要だったんですけども、今年度からサラリーマンの方でも確定申告が不用となるふるさと納税ワンストップ特例制度が始まっています。

この2つの制度改正によりまして、ふるさと納税の可能の額が2倍となっております。さらに、手続も簡素化されたということで、全国的にふるさと納税の額が大きな伸びを示すということが予想されております。

そうした中、本市もやはり地元の特産品のPRも含めまして、現在どういったものを送るのかということで、庁内で協議を進めております。予定では来月からこれを公表させていただきまして、全国の皆様方に本市のPRも含めまして世界遺産のあるまちということも含めましてPRしながら、このふるさと納税の拡大ということにも取り組んでいこうと考えております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今、来月からいろいろなメニューをご提供するということでございます。もしメニューが今わかるなら、ちょっと教えてあげたらいいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

田代課長。

○財政課長（田代 謙介君）

お答えいたします。

現在、案の段階ではございますけども、例えば本市の東天紅様の餃子とか、ほのぼの味噌様とか、あと中間産のお米ですね、それから中間の焼酎、それから中間のビール、こういったものを中間市名産の品を中心に選定をいたしておりますので、またこれをPRしながらふるさと納税、進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

当市には魚市場も青果市場もございます。そういうあたりの品物も中に入れておりまして、大いに中間市の特産品をアピールしながら、少しでも多く税いただきたい、そのように思っております。

○議長（堀田 英雄君）

安田明美さん。

○議員（13番 安田 明美君）

そうですね、ふるさと納税が入って来て、子どもたちとか高齢者の福祉のまちづくりに使われていかれたらしいかなと思います。

最後に、中間市役所の中に職員の方でふるさと納税をされてるという方をお聞きしたんですね。中間市外に住んでおられる中間市の職員の方が、中間市のためにいろんな思いが、そして思い出とか、ふるさとがあるから中間市に住めなくても、近隣に住んでおられて、ふるさと納税をされておられるということをお聞きしておりますので、中間市以外にお住いの職員の方、この席をお借りしてまちの活性化のために、ふるさと納税をしていただきたいと思いますし、ここ部課長さんの中でもどうぞよろしくお願いいいたしたいと思いまして、私の一般質問終わりといたします。

ありがとうございました。

.....

○議長（堀田 英雄君）

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分休憩

.....

午後0時59分再開

○議長（堀田 英雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

まず、田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。通告に従いまして質問をいたします。

国保が制度として、いよいよ大きく変わろうとしています。今、2018年度、つまり3年後の平成30年度実施の国保広域化の動きがあります。「都道府県単位化」というのが正式な呼び名のようですが、今まで、市町村が主体となっていた国民健康保険の管理、運営に、県が主導的役割を果たすようです。医療費の抑制と保険給付の抑制、患者負担増の推進であると反対する声も多かったようですが、5月27日に、自民、公明、維新、

新党改革、次世代の党などの賛成で、これが参議院を通過し、成立をいたしました。このことにより、制度として国保はどのように変わらるのかについて説明をしてほしいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

担当部課長のほうから回答します。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。

平成30年度から国保の財政運営責任主体を都道府県に移管されることとなり、市町村ごとに医療費や所得水準に応じて分賦金を設定し、あわせて標準保険料率を公表する。市町村は、都道府県と共同で国保の運営を進めることになり、保険料の賦課、徴収、分賦金の納付、資格管理と保険給付の決定、保健事業などを行うこととなっております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

そうなりますと、今まで国民健康保険税、値上げと決める場合もそうなんですが、制度を市として変える場合に、市長が中間市の国民健康保険運営協議会に諮問をして、その答申を得て改定案を議会に諮って、保険税の改定等を行ってきましたけれども、その辺の仕組みについては、どのようになるのでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えします。

標準保険料率について、まだ、示されておりませんので、現在のところはわかつております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

制度的にどうなるかもわからないということですね。決めるのが、あらかじめ県からこのようにしなさいと言って決めてくるのか、ここで独自に判断できるのかについて、ちょ

っと、教えてほしいんですけど。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

今のところどうなるかというのは、定められておりません。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

はい、わかりました。今後の推移見ながら、わかり次第、教えてほしいと思います。

それと、県から示される標準保険税率と、市町村ごとに決められる国民健康保険事業納付金に基づいて、保険税率を決めて徴収するということになると聞いていますけれども、これには、医療費水準、所得水準、収納率を加味して按分をされるとのことですけれども、まず、中間市の場合、かなり値上げになるのではないかというふうに、私は危惧をしています。といいますのが、先行的にこれを実施している大阪府、ここでは、比較的保険税が近隣に比べて安い、低いといわれていた自治体での大幅な引き上げが実施をされています。2014年、2015年と摂津市などは、連続して値上げをしていますし、中間市の保険税も、ここでのやりとりでは中間市当局も言われてますけれども、県下では低いといわれています。中間市、県下では低いといいながら全国的に比べるとそうではないんですけども、県の単位でやられますので、低いと評価されると、これ、かなり値上げにつながってくるんではいかというふうに私は危惧しますが、その辺は可能性としてはどうでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

岩河内課長。

○健康増進課長（岩河内弘子君）

先ほど、白橋部長がお答えいたしましたとおり、まだ、国のほうから、また、県のほうからも具体的には示されておりませんので、詳細がわかっておりません。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

はい、田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

実施は3年後ですから、いろいろと細かい内容については、まだ決まってないと思いますので、その辺についても、逐次、教えてほしいと思います。

ただ、この納付金というのが県から市に要請があると思うんですけど、支払いの要求があると思うんです。これは、完全に100%上納するのが義務づけられるんでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えします。

先ほどから申し上げているように、まだ、具体的なところは詳細決まっておりませんが、考えるところによれば全額納めなければならないのではないかと、そのようには考えております。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

例えば、徴収率等が低くて、そういう額に足らない時には、一般会計からの繰り入れ等で補填するということになるのでしょうか。その辺をちょっと、想定だと思いますけど、わかる範囲でお願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

想定なんですけれども、全額納めなければならないのかなというふうには考えております。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君） 直近の国保新聞、私も読みましたけど、以前、この制度は一般会計からの法定外繰り入れをなくすのが目的で、制度設計がなされたように聞いてたんですけども、近々の厚生労働省の唐澤保険局長の発言では、「繰り入れ 자체は自治体の判断なので、制度によって禁止することはできない。各自治体で判断してもらいたい」というような発言がなされています。

中間市の場合は、長年、この繰り入れをせずに赤字を積み上げて、やっと、昨年度から繰り入れをし始めたのですけども、このことについては、今後も、そういう状態の中でも続けてほしいというふうに思います。

ただ、繰り入れの内容なんですけども、現実の全国的な一般会計からの繰り入れというのは、保険税の値上げ阻止のためになされているというのが、やっぱり多いようにあるんです。その点、赤字解消のために繰り入れをするという、あるいは、そのために足らなくなつて値上げというような、そういう方向性についてはやめてほしいと思いますけど、その辺はどうでしょう。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私ども、赤字の積み上げというのをしたという、その認識はございません。何といいますか、私ども、国保に入っていらっしゃる方の医療費というのは、先払いしてあげとるわけです。だから、赤字というのは、実際、会計上、赤字というのは出てきておりますが、実質的には、国保に入っていらっしゃる方の医療費を中間市が全部肩がわりしているという、その事実をあなたはどう思うんですか。認識していらっしゃるんですか。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

逆質問ですから答えにやいけんのですけど、確かに、中間市自身が赤字といいながら借金抱えてるわけじやないんですよね。その部分、いろんな医療機関から請求した部分は払ってきてますから。ただし、会計上の問題で、その支払いが翌年度の会計から持ってきて清算しているというやり方でますので、これが県単位になったときにそこがどうなるかちゅうのが、ちょっと、一番心配なんです。結果的には、確かに中間、払ってますけど、会計的にちゃんと処理しなさいという時にお金がいるのではないか、それを市民に求めるのではないかというような危惧で、ちょっと言ってるわけですけど。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今、赤字を積み上げてきたということは修正されるんですか。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

あまり専門じゃないので、そこを聞かれてもあれなんですけど、ただ、私が心配しているのは、そういうふうな赤字というのを理由として、値上げにつながるようなことをしてほしくないということを言っているわけです。清算の仕方については、まだ、これも決まってないんですよ。先方の答弁と一緒に、どのようになるかは。だから、それは推移を見ながら今後の課題として検討していいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

赤字の解消をどうするか決まっていない、これは、もう、市が出してるんですから、そりや負担せないかん、市が、そうでしょう。それは、赤字というより、私どもは債権は持ってるという話です。12億という債権です。そうでしょう。国保の方に対しては、中間市は医療費を払ってあげてますんで、その分の債権を国保の方に持ってる、そういう話で、12億の債権を中間市が持ってるという話でございます。

質問といったしまして、赤字が出た場合どうするかという、そういうことでございますんで、これは、市の税の徴収の中でも大変、大事な税金という話でございます。まさに、国保の方に税金投入する話でございますんで、そのあたりは十分、認識して、何かその市が補填しないのが悪いというような、そういうふうな発言をされれば、私どもも、いろいろと反論しなければいけないという状況になりますんで、だから、今、言うように、赤字というその言葉はあまりそぐわないという認識と、その値上げもさせてもらって、それでもやはり赤字が出ております。それに対しては、ちゃんと補填をしておりますんで、前回もお話したように、12億というのはやはり、表面上は多ございますんで、これは解消したいなという思いがございます。ただ、国のほうも、そのような、どこの自治体も赤字等々出しておりますんで、何らかの方策を国が示すんじゃないか、そういうあたりを期待をしながら、今、少し赤字を抱えてる、これはいうように、私どもも肩がわりしておりますんで、いつでも清算できる金でございます。しかし、これは債権放棄ということになりますんで、当然、議会の皆様方のご同意が必要になろうかと、そのように思っております。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

ちょっと、このやりとりしててもきりがないんですけど、ただ、債権というのは当たらないと思います。債権というのは、あくまでも対象者がいてそこに請求すれば取れるお金ですけども、これはどつかに請求して取れるお金ではありませんので、債権というのは、私は当たらないというふうに思います。

ただ、市長、そうおっしゃいますけど、ほかの市町村は単年度で赤字が出たら、その赤字部分を補填しながら、こういう累積の赤字というのを積み上げてこなかつたちゅうのが現実なんです。中間がそれを12億5,000万もためてきたというのは、やはり、異常な事態なんです。だから、その清算方法が今からどうなるかというのは、ちょっと、私も不確かですので、推移見ながら、今後、また、それは協議することでいいんじゃないかと思うんです。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今、言ったとおりなんですよ。よその市町村も赤字解消じゃなくて、医療費を肩がわりしてやつとるというその話、それだけなんですよ。そのあたりは、十分、理解せんと、赤字と、私も債権ある、国保に加入してある方に対して、本当に債権を持っておるわけですよ。そういう赤字という言葉は、私は、国保の関係に関しまして、あまりそぐわないという認識を持っております。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

その言葉の問題でいうなら累積赤字と、普通、言われるんですけど、それが単年度で清算できないので、翌年度の会計から今、持ってきて、それでクリアして次年度にいくけど、じゃあ、その翌年度も持ってきた分だけまた不足が生じるんで、ずっとそれ、順繰り順繰りで後ろに後ろに持ってきたのが今の状態なんです。こんな状態をやっている市町村のほうが、逆に少ないんです。特別のことやってるんですよ。これが広域化する中で、どういうふうな結論になるのかというのはまだはっきりしてない、だから、その辺の推移見ながら対応を今後、検討しようちゅうことを私は言ってるわけです。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

広域になっても中間市の国保の方は、中間市に対してそういうふうな部分が残っています。その清算の仕方わからないという話でございますが、広域化になるときに、この赤字を解消せいということであれば、中間市が、当然、繰り入れ、これは会計上の話ですが、もう今、私どもは医療費を払っておりますんで、形として12億が単に残っておるだけの話、その12億を消すためには、債権放棄というその方法しかありません。それに対して議会のご同意がいるという話、だから、赤字解消の方法、今わかつとる、いや、市がしなければいけません、しかし、債権放棄というような大きなことでございますので、議会の同意がいるという、ただ単にそれだけの話です。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

わかりました、私のほうで納得しましょう。債権放棄という形で、基金から繰り入れをして回収するというふうに市長は、今、答弁されたというふうに理解をいたします。私もそれが一番いいと思って言ってるわけですが、どうも何か、言葉だけの問題で時間を食ってますので、それと、県単位ということですけども、先行した後期高齢者医療保険、これも県単位で先行いたしました。こちらは2年に一度の見直しで、確実に保険料が、今、上がっています。また、中間市が今、単独事業ですけども、介護保険の場合でも特に、広域連合という自治体の保険料、これ物すごい高いんです。こちらのほうも3年に一度の見直しすごい上がり方をしています。介護保険料は、私も開始したときいたんですけど、平成12年、このとき3,050円が標準金額でしたけど、それが、ことしからは5,779円、実に1.89倍、約二倍に近い値上げをします。広域連合の場合は、また、これを超えて3つのランクにわけて値上げをしているんですけど、ここもまた、すごい金額なんです。現実には、物価が下がったといって、年金まで市民のを引き下げられてる

わけですけども、その中で、この値上げというのは本当に異常です。県単位での動きとなりますと、必ずこうした値上げという問題が、制度的につきまとってきます。今まで、中間の国保なんかは、国民健康運営協議会に諮る中で、値上げするかしないかも含めて判断の材料があったんですけど、今後は、そうしたところが県のほうからの指示でこういうふうにしなさいというふうに恐らくなってくると思いますので、この辺も非常に危惧をされるところです。

法律そのものは、もう、成立はしましたけども、実に実施までに3年間の期間があります。市長は特に、全国市長会などで、この再考についても発言機会があればしてほしいと思うんですけど、今の状況を見ますと、当初は、それぞれの保険者は大変なものですから、ここに救いを求めて賛成という声が割と多かったんですけど、これが具体化する中で国に裏切られたとか、国には市町村の苦しみはわからない、そういった声も、今、非常に出始めています。

全国知事会もそうです。京都の府知事が、——会長さん山田さんらしいんですけど、特に消費税をこれだけ上げながら、その使い道がこういったところに反映されていないということで、非常に怒りの声を発しているようにあります。

そういうことで、制度の見直しについても、中間市からとしても発信をしてほしいというふうに、私は思います。今、言ったところは、今の流れの中でのマイナス面ばかりなんですけども、これとは別に、全国知事会がこの交渉の中で、国に対していろいろと要望しまして、プラスの面も生じてきています。その辺、ちょっと紹介しながら、中間市の対応についてお聞きしたいんですけど、国の財政支援として「保険者支援制度」というのができたようですが、この内容について、その内容の中身と中間市への影響額について教えてほしいと思いますけれども。

○議長（堀田 英雄君）

岩河内課長。

○健康増進課長（岩河内弘子君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

国民健康保険税、7割、5割軽減の方々に対する保険税の補助率の拡充と、また、新たに2割軽減の方に対する補助の新設が、その内容となっております。

中間市への影響額でございますが、これにより、約3,000万円の歳入増を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

これは、7割軽減分、今まで12%だったのが15%、5割分に対して6%だったのが

14%、大きいですよね。そして、今まで2割軽減は国の支援の対象外だったんですけども、ここに13%の支援がなされます。

今、言われましたように、3,000万円を超える支援額になるようすけども、中間市のように低所得者の多い自治体にとっては、非常に大きな財政支援となります。

東京都では、これは日本共産党の議員なんですけど、今までの減額に1割の上積みを行った市町村に対して、都が補助できないかという条例を提案いたしました。残念ながら否決をされましたけども、例えば、7割、5割、2割すけど、こうした1割ずつプラスして8割、6割、3割、こういったふうな方法についても、ひょっとしたらできるんじやないかというふうに私も思いますので、その辺は、まず、中間がやって県に予算を要求するとかいう方法もあると思うんですけど、そういう気持ちはありませんか。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

国の制度でありますので、7割、5割、2割の軽減のみで実施しないと、また単費が出るということで、先ほどから赤字という言葉はそぐわないと言われましたけど、赤字がふえるということになろうかと思います。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

赤字がふえるんできないという答えだと思うんですけど、実際問題、3,000万円近いお金を何に使うかが問題だと思うんです。

調べましたら、北海道の函館市、ここでは一人当たり5,400円の保険料の値下げをやっています。名古屋市、ここでも、この支援金を使って一人当たり3,213円の引き下げを決めています。京都市では、一人当たり2,532円の引き下げと、5割と2割の軽減の軽減判定基準の国よりも上の上積みをして、より多くの人が軽減対象になるような、こういった予算としても充当しているようにあります。

ことし、たしか2年連続してそういう国自身が、軽減判定の基準は引き上げをしているみたいすけども、中間市としても、このように軽減判定の範囲を広げるような措置というのを、国を超えてするっていうことはできないのでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

先ほども申し上げましたが、議員もご存じだと思いますけど、単年度で平均で1億の赤字、累積赤字も先ほどの数字ということはご承知と思います。そういったことで、財政安定運営のための要因にしたいというふうに考えております。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

あくまでも赤字解消といいますか、財政安定のために使うという答えだと思うんですけど、国保の軽減対象者、あるいは世帯、これは、生活保護の基準額と比べてもかなり厳しい状況に置かれています。これ、何回も言ったんで市長から必ず返ってくる答えも決まってるんですけど、そんなに生活保護以下なら保護を受ければいいじゃないですかというの、今までの市長の答弁でした。それは、全面的に保護を受けられる基準についての周知徹底を、こうした軽減者には図ってほしいと思います。そう簡単にはいかないと思いますけども、生活保護の基準額と国保世帯の所得比べましたら、7割、5割の大きな軽減世帯は、完全に生活保護以下です。2割軽減世帯というのが、保護の基準額と前後する、少し超えるか下程度の方が多いわけですが、こういった方々が生活保護の基準を1円でもオーバーしましたら、生活保護は受けられません。しかし、その結果、そういう生活保護ぎりぎりの所得から年金保険料、介護保険料、そしてこの国民健康保険税、あるいは医療費、介護保険の給付費、それとか病院の医療費というのは病院の給付費ですけども、そういったのが、保護の場合はただですけど、そうでない場合には負担が発生いたします。ですから、この辺が日本の実態として、生活保護が受けられるのに、受けている方は補足率15%と言われています。フランスやイギリスでは、大体9割近い方が生活保護の基準よりも下であれば受けられるという、特にイギリスなんかはそこにもう一つ幅を設けて、もう少し、何百万か上まで段階的に保護を受けさせるような方法もあるわけです。受けるか受けないかの二者択一じゃなくて、こういったふうなやり方もやってるんです。こんな状況というのは、日本全国だけじゃなくて、中間市でも、やっぱり、そのとおりだと思うんです。国保としては、やはり、こういった方々に対する財政的支援策について、京都、名古屋、函館の場合を言いましたけども、こういったふうな市のように視野に入れてるべきではないかというふうに私は思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

先ほどお答えしましたとおりでございます。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

何度も同じこと聞いて、同じ答えが返ってきたんですけど、例えば、先ほど3,000万円のお金くると言いましたけど、7割、5割、2割が政令による減免ですけど、これ、8割、6割、3割と1割ずつ積み上げた場合に、ちょっと、私、個人的に試算をしてみま

した。大体、3,000万円程度でできる施策です。

東京都などでは、市町村でやってるかどうかまでわかりませんけども、そういうのを前提として東京都で補助金出ないかというふうに聞くぐらいですから、実際にやろうと思えば、これはできる制度ではないかなと思うんです。問題は、やる気があるのかないのかだと思いますけども、その辺、もう一度、お伺いします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど、部長がお答えしましたように、3,000万あたりのお金が入ってまいります。これは、市に入るわけでございまして、低所得者を抱える市、それに対しての補助でございます。

さつき言いましたように、単年度におきましては、大変な赤字を出しておりますので、そういうあたりに補填して、国保会計の安定化を図ってまいりたいと、そのように思っております。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

ここはお金の使い方の問題なんですよ。これは、国保に特化してくるお金ですから、低所得者全体にどうのこうのという話じゃないわけです。国保に特化してきたお金で、これを制度の維持のために使うのか、市民生活の維持のために使うのかというのが分かれ道だと思うんです。私の考え方として、日本という国、何かにつけて金持ちがより金持ちになる、やがてそのお金が低所得者にも回ってくるというトリクルダウン理論が、この国の支柱を占めています。その結果、金持ちが、今、ものすごい金持ちになってるんですよ。そして、逆にお金のない人は、よりお金のない状況になっていて、いよいよ物の買えない状態、これが国内不況が長引いている最大の原因なんですけども、この辺は、逆に、低所得者にいかにお金を回すか、そこを中心に考えたほうが、地域の経済からいったら、非常に大きな結果になると思うんです。その辺で、今の国保の人たちの状況どんなふうになっているかというのを、ちょっと、いろんなデータで調べましたら、1965年当時の国保の構成っていうのは、農林水産業と自営の方が7割、それと、今の状況を見ましたら、農林水産業は2.6%、自営業の方が14.3%です。ほかは、国保に入れない会社に勤めてる、ちっちゃな会社の非正規の従業員だとか、無職の方が8割占めてるんです。1994年当時の所得が225万円です。これ、世帯ですけどありましたが、2013年には139万円です。所得が半減に近く減ってるんですけど、国民健康保険税のほうは、一人当たり7万2,514円だったのが、今8万6,576円。実に、所得は半減しているのに、国保税は明らかに上がってるんです。こういう状況ですから、こうした方々の生活は大変だと思う

んです。だから、そこにいかに市としても、これ、一番の問題は国にあるんですけど、でも、市としていかにそこに支援ができるかっていう、その辺をもっと真剣に考えるべきときにきてるんじゃないかと私は思うんですけども、市長いかがでしょう。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

国保に入ってらっしゃる方、もう少しその対応に対して真剣に考えたらどうかと、さつきから言っていますように、私どもは1億という金を国保会計に入れておるんです。1億というのは、言いますと、市民の皆様方の血税なんです。血税を1億つぎ込んで、それ以上にまた、こういうふうな大変なことは十分わかりますけど、それ以上のことをせいということに対しまして、そしたら、この方たちに所得をふやす方策なり、何かやれということじゃなくて保険料を下げるという話になるんですかね。それ、保険料を下げる、人はどう思うか、保険料を下げるイコール税金をまたその分つぎ込みなさいよという話なんです。だから、この方たちを擁護するお話は十分、私もわかります、わかりますけども、市民の血税をその1億以上つぎ込む、国保の会計等々に対しまして、もう少し国保側からの話もしていただきたいな、何でせんのかという話じゃなくて、国保に加入されていらっしゃる方はどうあるべきか、医療費を抑えるとかどのような動きされるとか、私もわかりませんよ、わかりませんけど、まず、1億という金を中間市は出してるという事実を、十分、認識していただきたいな、そんなふうに思っております。これは、本当に市民の血税をいれているわけでございますので、その軽々に、市はどうするんか、市はその繰り入れをどうするんかということを言ってもらったら、私も市民に対しても大変、申しわけない話になるんじゃないかなという、そういう思いはございます。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

ちょっと話がかみ合いにくいんですけど、もうひとつバロメーターとして市民税の賦課の問題があります。確かに、そういうところから入れ込んでるわけですけど、入れ込んでる税金が、今どうなっているかというのをちょっと、分析してみました。

平成21年度の個人市民税の所得割額18億600万でしたけども、これは平成25年度、直近の決算が出てるのはこれですけど、15億9,200万円、実に2億円以上の金が、所得割だけで落ち込んでるんです。これが落ち込むというのは、市民生活疲弊して物が買えなくなってる、お金が動いてないという証拠なんです。ですから、この辺に手を当てないと、やはり、地域循環としてもちゃんと回りませんし、その辺の手当をしてほしいという思い、その中で、やはり、国保のように一番ひどい状態に置かれている人たちへの市としての財政支援を、もう少し考えられないかという話をしているわけです。

市長もよく言われますけど、国保は相互扶助だとか共済だとかいう言葉使われるんですけど、国保というのは、1961年の法改定から、明確に社会保障としての位置づけがあるんです。社会保障というのは、健康で文化的な最低限度の生活を維持するために、そこを底上げするために、国や県、市は全力を挙げて尽くすという話ですから、そこに対する支援というのは、何もほかの人から金をとつてそこに流すのがけしからんみたいな理屈では通らないレベルの話なんです。だから、そこに対して、やはり、市としてもきちつとした、もう少し、ほかの市でもやってるところあるわけですから、そういうところにも学びながらやってほしいというのが、私の思いです。もう、答えいいです。

次いきます。時間がありませんので。問題なのが、私も減免制度、これもひとつの方法なんです。最下層といいますか大変な人たちに対する救援の。今、国保は給付の一部はやってますけど、保険税はやってません。介護保険のほうは保険料の減免はありますが、給付はありません。交錯しておかしな状態になってるんですけど、私は全部、4つともやれという話をしてるんですけど、やったとしても一つの制度で100万というお金がいらないような実態、全国的に見ても。国保税の減免について実施をする立場で取り組んでほしいと思いますけど、どんなでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

高橋部長。

○市民部長（高橋 洋君）

お答えします。

国保の減免制度につきましては、国民健康保険法第77条に基づきまして、中間市国民健康保険条例において規定をいたしております。それに基づきまして、現在、天災地変等で生活が困難になった方、扶助を受けられている方、非自発的離職者の方については、減免制度を実施いたしております。ただ、非自発的離職者以外の方で、著しく所得が減少した方に対しましては、明確な基準を設けていないのが現状で、十分、機能していないところでございますが、現在、関係課におきまして、検討をいたしているところでございます。ただ、これにつきましては、世帯全員の所得調査、財産調査が必要となりますので、大変、厳しい面もございます。十分、ここのところは検討して、基準をつくりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

少なくとも、今までと違って少し動き出したということだと思うんです。ただ、今、言われた中で一番気になるのが、激変で減ったとかいうのが対象になっておるんですけど、もっと問題なのは、恒常的な低所得者なんです。ずっと低所得で大変な人たちというのは、

急に所得が減るんじやなくてずっと減つとるわけですから、そこが今、大変な思いをしてるんですけども、ぜひとも、こういうところも対象に入れて、減免については検討してほしいと思います。

それと、減免を実施するに、今よりもかわってするってなった場合には、これの周知徹底が、やっぱり、私は一番大事だと思うんです。介護保険のほうは、今、保険料の減免があるわけですけど、これに国保の入院等の減免、そして、こうした保険税の減免というのが、新たに幅を広げてくるとなると、この辺のやつを総合的に市民にアピールできるような、そういう方法についても市としても考えてほしいと思います。最後はこうした要望という形ですけども、とにかく、大変な今、低所得者の生活実態、ひどい状態になってる中で、公共料金だけが値上げするという、本当に異常な事態になってますので、その辺は市民の奉仕者として頑張ってほしいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。以上であります。

.....

○議長（堀田 英雄君）

次に、青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

日本共産党の青木孝子でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

1点目は、子どもの医療費助成についてです。子ども世帯へのさまざまな世論調査では、行政の支援に関する要望として最も多いのは、子育て費用の助成です。特に、子どもがけがや病気になったときに、お金の心配なく医療が受けられる、このようにしてほしいというのが、子育て世代の切実な願いになっております。

保険協会が2010年と2012年に実施した「患者受診実態調査」では、主に、患者の経済的理由から、半年の間に治療を中断、中止する事例があったと回答した医療機関は、医科で2010年の33.6%から2012年には49.6%に、また、歯医者では、10年の51.3%が、2012年には64%に上っています。

一方、学校歯科健診で要治療となった小学生の半分、中学生の3分の2が、歯医者を受診していないことが、宮城県保険協会や長野県保険協会、また、大阪府歯科保険協会の調査でわかりました。永久歯が完成する中学校時期までの口腔管理の充実を図ることが、厚生労働省も推進しております「8020運動」の達成のためには重要です。病気の早期発見と早期治療、治療を継続することは、子どもの心身の健全な発達にとって、とても必要不可欠だと考えます。子どもに限らず、受診抑制はあってはなりませんが、特に、子どもは心身の成長期にあり、どの家庭に生まれても必要な医療が受けられるようすべきだと考えますが、市長、その点についてどのように思ってるでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

おっしゃるとおりでありますとおりであります。私も市長就任以来から、乳幼児医療費等々の拡充を図ってきたところでございます。

市長就任時は就学前まででございまして、国や県あたりから補助が出るんでございますが、小学校3年まで引き上げておりますし、できれば小学校6年まで入院費、通院費等々、無料化したいなという思いがございますが、やはり、財政等々もございます。

それと、「うちの子どもは元気です」という話がいろいろ入ってきまして、小学校3年生ぐらいまでは割と通院、いろいろされますけど、高学年になると「うちの子ども元気やけ、あんまり病院かかりません」ちゅう話で、私自身も6年までしてあげたらよかろうという思いの中で、えつという思いながら、そういうことも含めまして、今回、私もそこまでするつもりがあったんでございますが、それをやめましてエアコン設置のほうに、ちょっと、方向転換したといきさつがございます。

○議員（6番 青木 孝子君）

はい、よくわかりました。これまで、今、答弁にあられましたように、前向きな姿勢でずっと言ってこられておりました。

そういうことで、子どもの医療費の無料化を求める住民の取り組みが全国に広がり、厚労省の2013年4月の調査では、47都道府県と1,742ある市区町村の全てで、何らかの外来や入院費用の助成を実施しております。中学卒業まで子ども医療費を無料化している自治体は、入院では全国の自治体の82%、通院は67%まで広がっております。

県知事は、2月13日の県議会の一般質問の答弁で、医療費の助成を、今後は、大幅に引き上げることを表明いたしました。一部には、小学6年生までを28年度から行うという新聞報道もあります。いずれにしましても、県知事は、福岡県を「幸福度ナンバーワン」を掲げ、県議会で子どもの医療費助成を拡充する考えを示しております。

福岡県内でも、通院で中学卒業まで医療費を無料化している自治体は、田川市、苅田町など6市町村実施しております。

現在、中間市は、入院は中学3年生までしております。通院は小学校3年生までということで、今、市長がお答えなったとおりでございますが、大きくなれば、中学になれば病院に行く機会も少なくなるということですので、財政負担をそういう方面から考えますと、少なくて済むんじゃないかというふうに考えておりますが、そういうところで、県も小学校6年生までという方向で考えているというように聞いておりますけれども、ぜひ、そういうところで、もう一度、考えていただけないでしょうか。市長、どうでしょうか。通院をです。

○議長（堀田 英雄君）

はい、松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今度、県が28年度からそういうふうな政策を充実するという話でございますが、私ども、実は10年前からそういうふうな少子化等々に対策に対しまして手を打っているわけでございます。県が今からやろうかという話で、私どもから10年おくれとるわけです。逆に国、県の条規より上の施策を打てば、中間市金持つとるんだろというふうなことで交付税減らされたり、もう、変な流れでございます。

それと、妊婦健診だってそうです。うちは14回まで公費負担を今、やっておるんでございますが、これは、3年の時限立法でございまして、だから、その当時も人口減社会に対して国等々がしっかりとこの政策を支持してくれるという思いで、私も14回まで無料、公費負担でやれとしたんでございますが、3年で国というのは補助金をいっぱい打ち切るわけでしょう。だから、今になって少子高齢化をどうするかというのはバタバタしますけども、私どもは言うように、10年前からそれを危惧をしておりまして、いろんな手立てを打っております。

今度、県もそういうふうなことで充実するということであれば、当然、その補助金等々利用しながら、できる限りのことはしてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（堀田 英雄君）

はい、青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今、市長が答弁されてましたように、もともと国が全部中学3年生まで見るというのが当然なことだと、私も考えております。しかし、全国では、先ほど申しましたように、何らかの形で、市区町村がやっているというのが実態の中で、中間市は、通院は小学校3年生、入院は中学3年生までやってるということで、その点につきましては私も評価いたしますけれども、ぜひ、まだ、子供さんが、これまで2人子育てる方が多かったんですが、今は3人、4人と、一部はそういう形でふえておりまして、お聞きしますと、やはり、病院にかかったときが一番、大変だとう言つておりますので、ぜひ、そういう面で、今、最後の方は、ちょっと前向きに答弁いただきましたけれども、検討していただきたいと思います。

そこで、子ども医療費助成の政策効果や経済効果、今の子育て支援で人口増とか、いろいろと報道もされたり、いろいろされておりますけれど、その他もうあると思いますが、その点についてどんな効果があるかということでお聞きしたいのですけれども。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私の範囲でお答えいたしますが、昨年の4月とことしの4月を比較いたしますと、小学生で50人子どもがふえております。中学校で29人ふえているということでございまして、合計79人の児童が昨年度よりふえております。これは、どういう原因かまだ把握し

ておりませんが、いろんなそういうふうな子育て支援等とも含めまして、若い方が移り住んでいただいたというふうに自負はいたしているところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

確かにそうだと思います。私もこれまで議会のたびに、中間市は子育て支援では本当に近隣に比べても政策的に厚くしているということで、PRもしてきましたけれど、そういう部分が出てきているのかなというふうに思いますが、今的人口増だけが市長のほうから出ましたけれども、あと若者の定住、それも当然のことだと思います。

そして、人口増による消費の拡大と地域産業の活性化、こういうふうにまで普及していくというふうに考えております。そういうことで、政策効果、経済効果というものがまだほかにもありますけれども、例えば、厚生労働省は6月5日、2014年の人口動態統計を発表いたしましたが、女性1人が生涯に生む子どもの推定人数を示す、合計特殊出生率は1.42となり、2005年の1.26を底に緩やかに上昇して上がっておりましたけれども、前年から0.01ポイント低下したと報道しております。

生まれた赤ちゃんの数は過去最少の100万3,532人で前年よりも、全国では2万6,284人減少し、人口減少の流れが加速しております。中間市は子どもさんがふえたということで、喜ばしいことですけども、そうして、また内閣府の地域の経済2014年によりますと、人口がふえた145の市町村では、子ども医療費の助成や保育体制の拡充、住宅建設費の助成など、子育て支援の拡充施策が図られているということが明らかになっております。

また、経済効果という点では、先ほど人口増による地域産業の活性化ということも、一言述べましたけれども、数字のデータが出ております。経済効果という点では、負担軽減のための財政支出は市民の家計への直接の投資であり、個人消費を喚起する効果があるというふうに考えます。

ちなみに県庁で統計の仕事に携わっていました人に、2億円の医療費を無料化のために投じた場合、県の産業連関表に基いて計算していただきますと、経済効果、生産誘発額は約1.28倍、2億5,500万円あり、7,500万円の雇用者所得が誘発され市県民税は400万円の増という、税収波及効果もあるとのことです。

ちなみに産業連関分析表というのは、ある地域内で1年間に行われた財とサービスの産業間取引を一覧表にまとめたというもので、地域内の産業構造分析や、経済波及効果が測定できるというふうな仕組みになっているということで、私も初めてこれ知りましたので、ちょっと調べてみました。

ということで、子どもの医療費助成というのは、今述べましたように経済波及効果もあると、そして未来への投資と位置づけて、ぜひ県の動向見るということでしたけれども、

その前にこういう面からも中間市の活性化のためにも、ぜひ、通院も年齢の拡大、私もいたしましては、中3までお願いしたいというふうに考えていますが、市長、もう一度最後答弁ください。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私も同じ思いでございますので、今年度エアコン等々ちょっとお金たくさん要っております。来年も少しエアコン等々もありますし、財政のことについちょっと私も考えんと、ここでやりますって言って、あと金がなかつたら大変でございますので、そういう気持ちは一緒ということで、お話をさせていただいて回答にしたいと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

担当課にお聞きしますと、中学3年生まで通院を無料にすることでは、1,800万円、年間ということですので、ぜひ、子どものために中間市が本当に子育てしやすい町ということで、さらに前向きに検討していただきたいというふうに要望しておきます。よろしくお願ひいたします。

次に、介護保険制度の問題について質問をいたします。

2000年に介護の社会化を掲げて、介護保険制度が導入されてから、ことしは15年目です。この間、訪問介護の時間短縮など、制度の改悪が進められてきましたが、今回の改悪は過去最悪の内容です。

社会保障を自助・互助・共助の制度に変質させるもので、まさに保険あって介護なしというものです。今回の改定の大きな問題点の1つは要支援者の通所介護と、訪問介護を介護保険給付の対象から外し、第6期介護保険事業2015年から2017年の間に市町村が主体で行う、地域支援事業の新しい介護予防、日常生活支援総合事業へと移行させるものになっております。

新総合事業では、予防介護と生活支援について、NPOやボランティアなど多様な主体による多様なサービスの提供、これは厚生労働省が示しておりますが、推進するとしております。地方社会保障協議会が全国の自治体を対象に実施した2014年自治体アンケートでは、要支援者の通所介護と訪問介護の受け皿であります多様なサービスの提供について、73%の自治体が不可能、見通しないと答えております。

その理由といたしまして、既存のボランティア組織が少ない。高齢化によりボランティアの確保が難しいなどの声が寄せられております。2月4日に発表されました厚労省の自治体調査でも2015年度中に移行するのは114自治体で7%、ことし4月から実施するのは78%の自治体のみです。受け皿が準備できないということが、移行できない最大

の理由になっております。

ところで、制度が改定され中間市要支援者1、2の人たちは介護保険の予防給付から市町村が主体で行う地域支援事業に移行となっていますが、訪問介護や通所介護におきまして、サービスの低下等とありませんでしょうか。担当部局にお尋ねいたします。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。

議員ご指摘のように、厚生労働省では平成27年度から介護保険法の改正を行って、平成30年度から全市町村で介護予防・日常生活支援総合事業に移行するということになっております。

本市におきましても、平成28年度から移行を目指して取り組んでいるところでございます。労働省の示す改正の内容といたしましては、介護予防・日常生活支援総合事業への移行において、訪問介護及び通所介護は現行相当のサービスを提供されていることから、利用者に不利益を及ぼすことなく従来どおりサービスを利用できることとしております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ということは、通所介護、訪問介護はこれまでどおり、介護事業所を利用できると。ただ、介護報酬とか給付が違う形で入ってくるということで、よろしいでしょうか。確認いたします。

○議長（堀田 英雄君）

小南課長。

○介護保険課長（小南 敏夫君）

お答えいたします。

今、議員ご指摘のありましたように、サービスは従来どおりの形で若干形態としては変わるものもあれば、サービスの低下のないような形で対応はさせていただきます。

ただ、言われましたように、給付費等々は今現在もまだちょっと内部で検討は行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

利用料はこれまでどおり1割ということではなくと変わらないということと、介護事業支援の給付はまだ検討ということなんでしょうか。確認いたします。

○議長（堀田 英雄君）

小南課長。

○介護保険課長（小南 敏夫君）

利用者負担の割合につきましては、基本1割、所得に応じまして2割というところ新たに出てきますが、事業所に対しての給付費に関しましては、現在検討しているという段階でございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今、介護事業所への給付は検討ということで、皆さんご存じのように、介護事業所の給付がどんどん下げられているという状況で、そういう事業所の閉鎖等も起きておりますので、そこら辺は高齢化が中間市進んでおりますので、本当にどこでも利用できる遠くに行かなくても利用できる。こういう方面も鑑みて給付の面を考えていきたいというふうに思います。

よろしくお願いいいたします。

本市では、要支援者と要支援状態になる恐れのある高齢者を対象に包括支援センターで元気度チェックですか、暮らし度チェックを行い新総合事業で支援を実施するということになっておりますと聞いておりますけれども、その内容について教えていただきたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

小南課長。

○介護保険課長（小南 敏夫君）

お答えいたします。

従来、訪問介護、訪問通所、この分につきましては、要支援の方、当然介護認定というのが必要でございましたが、訪問と通所以外のサービスご利用の方は従来どおり認定というものが必要になります。

ただ、この2つの部分をご利用になる方につきましては、暮らしの元気度チェックという介護予防の二次予防の時代から使っておりますチェックリストに基づきまして、包括支援センターのほうで判定をさせていただくような形になります。

ですから、従来のように介護認定が出るまでの日数が目安として約30日ということがございましたが、今後は暮らしの元気度チェックリストにより判定させていただきますの

で、以前よりは早くサービス提供の対応ができるようになるということでございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

申請してから認定期間が要支援1、2でない方たちを早く利用できるということですが、その要支援1、2の方とそれ以外の方との違いというのですか、どちら辺で差があるのでですか。今その期間が早くできるというのをお聞きしましたけれど、例えば手すりをつけて欲しいとか、そういうのが利用できないとかいろいろあるかと思います。その点についてどうなんでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

小南課長。

○介護保険課長（小南 敏夫君）

お答えいたします。

先ほど言いましたように、当初議員ご指摘ありました訪問と通所の部分だけが、今までの予防給付から新しい総合事業のほうに変わりますので、それ以外のサービス提供につきましては、従来どおり要介護認定をもらう必要がございます。

訪問、通所、それから多様なサービスにつきましては、暮らしの元気度チェックの判定によりサービスの提供を行うことができるようになります。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

そうしましたら、多様なサービスというのが中間市ではどんな形の受け皿があるのでしようか。お聞きいたします。現状。

○議長（堀田 英雄君）

小南課長。

○介護保険課長（小南 敏夫君）

お答えいたします。

多様なサービスというのが、先ほど部長のほうも申し上げましたように、国のほうは住民主体、NPO、ボランティア等々ということで想定をしております。先ほど議員ご質問の中にもありましたように、やはり、全国的にもありますが、やはり受け皿づくりが非常に時間を要しております。

私どもとしましては、できるだけ早い時期にサービス体制を整えたいというふうには考えておりますが、まず今は従来のサービスを低下しないような形で通所、訪問のほうの今、

体制をきっちと整えながら、新たなサービスにつきましては少し時間をいただきながら、本当に住民の方が利用できるようなサービスを構築していきたいというふうに考えておりますので、現状は多様なサービスにつきましては、まだ具体的なものはここで申し上げるものは、ちょっとございませんが、現在検討中ということでございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

既にスタートしたところは本当に少ないのですけども、そういう中でこんな声が上がっております。総合事業では先進的なフォロー、状態観察が必要な高齢者への援助は十分できず、サービスの専門性や継続性、各機関との連携が大きな課題になります。

それから、利用料が安いので助かるという意見もありますが、認知症や多くの病気を抱える高齢者への専門的な援助はNPOやボランティアなどでは困難と考えると、こういう意見が出ておりますが、その点についてどうでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

小南課長。

○介護保険課長（小南 敏夫君）

お答えいたします。

私ども、今、多様なサービス検討する中で当然今議員がご指摘のありましたように、どこまで専門職が担わなくてはいけないのかというところを、やっぱり大きな課題として捉えております。その辺を十分踏まえながら、体制の方向性を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

三重県桑名市はことし4月から新総合事業をスタートさせていまして、訪問型サービスAはシルバー人材センターに委託しております。しかし、一人の高齢者の身体介護と生活支援に毎回違う人がかかわることで、安定した生活が維持できるのか不安だという現地では言っています。

また、通所型サービスは宅老所、サロンなど住民主体のボランティアに移行して頑張っているところでもサロンの開催は月に1回から2回で、2時間以内ということで、介護保険のデイサービスに代わる保障はない。このような課題が浮き彫りになっているということで、反省会の中で出ているというふうに聞いております。

また、地域力やボランティアの確固たる組織もはっきりしないままスタートし、ケアマ

ネの業務量がふえ、利用者にとってはすぐの利用や希望するサービスを利用できず、他の職種の意見で惑わせる傾向を感じるなどの現場からの大変さや不安の声もあわせて上がっているということで、私が言いたいのは、今回の介護保険の改定で特に包括支援センターの仕事がとっても大変で重みのあるものに、またまた変わってくるんじゃないかというふうに思っておりますが、今の体制でできるのかどうか。

今、準備を進めているようですけれども、担当課のほうでどんなふうに思っているでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

小南課長。

○介護保険課長（小南 敏夫君）

お答えいたします。

先ほどからご説明いたしておりますように、まだサービスの体制そのものが、まだちょっと具体的なものがございません。そうした中で、確かに地域包括支援センターの業務量がふえるというのは想定しております。

ただ、どれだけのものが客観的な判断が今できないような状況でございますので、今後、体制を整備する中で人員配置等々を内部で進めさせていただこうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今、所管の課長のほうから、やはり答弁聞きましたが、大変な事業を抱えるということで、今、具体的な数字はできないがということですが、市長、もうもう意見申しましたけど、そういう中でやはりそこの職員体制強化というのは、高齢化も進みますし、要支援者もたくさん出てくる中でどんなふうに考えてますでしょうか。市長よろしくお願ひします。

○議長（堀田 英雄君）

市長。

○市長（松下 俊男君）

このたび、このようないろんな改正がなされておりまして、私ども本当に困っている状況でございます。今から高齢化も進んでまいりますし、30年問題等々も控えた中で、これも相当の財政出動というのは必要になってくるということは思っておりますし、いろんな意味で、いろんな方にしろ市に対しても負担がふえてくるというのがその現状でございます。

今、移行後の体制等々もまだ十分にはとれておりません。本当に難しい話でございまして、先ほどシルバー人材センターに委託というような話もございますけれども、どれだけ

のうちが体制がとれるのかっていうのは、まだはっきりいたしておりません。そういう中で必要なところには、それぞれの人員配置というの必要になってまいりますので、担当のほうともよく話をしながら、適正な配置にしていきたいと、そのように思っております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ありがとうございました。新総合事業への移行については、先ほどもろもろ申しましたけれども、現在の要支援者のサービスの継続を保障すること。サービスの選択権を保障すること。また利用者負担の軽減を図ること、要介護認定の申請権を侵害しないこと。それから、事業所等にサービスに見合った単価を保障すること、多様な主体によるサービス地域の支え合いは自治体が責任を持ち、住民参加を得て整備をすること。住民主体活動をサービス削減の手段にしないこと。こういうことを留意しながら、これから検討していくということですので、要望申し上げましてこの質問については終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

最後に、中鶴地域の県営や市営住宅の建てかえ問題についてお伺いをいたします。

私は中鶴地域の住環境整備につきまして、1年前の6月議会でも取り上げ、県営住宅や市営住宅の建てかえと住環境整備の促進を求めたところです。

先日、中鶴地区の県営住宅や市営住宅を見て周りました。県住の1,600棟3階の軒下のコンクリートが劣化のため剥がれて、危険なためにロープが張られている状態でした。また、市営住宅でも入口の階段は傾き、空洞になっている箇所があちこちと見受けられます。1年前に比べても、やはり老化が進んでいるというふうに私は考えております。

県営住宅や市営住宅の築年数と耐震状況についてお伺いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

間野課長。

○都市整備課長（間野多喜治君）

お答えいたします。市営住宅につきましては、中鶴改良住宅が昭和44年から46年に144戸建設されております。また、公営住宅につきましても、昭和45年から50年、96戸建設され中鶴の店舗付住宅が昭和46年24戸が建設されております。また、県営の中鶴団地につきましては、昭和45年から50年に700戸が建設されております。

このことから、建築の経過年数といたしましては、市営住宅が40年から46年経過しております、耐用年限であります45年に近づき、また経過している状況であります。

県営住宅につきましては、40年から45年経過しております。耐震につきましては、市営住宅につきましては、ブロック造ということもありまして、耐震基準には満たしていないと考えております。

また店舗付住宅につきましても、これは56年以前に建てられた建築物あります、耐

震診断をしておりませんけど、満たしていないのかなと思っております。県営住宅につきましては、耐震診断をした結果、耐震基準を満たしていると聞いております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ありがとうございました。

近年、全国で火山の噴火や地震が頻繁に発生しております。また暴風雨や突風など災害は、いつどこで起きるか予測ができない状況だと思います。中鶴地域の老朽化した公営住宅の建てかえは、喫緊の課題として取り組んでいただきたいと思います。

昨年、6月の議会で中鶴地域の市営住宅の建てかえは平成26年、27年で基本構想させて、順当に行けば28年度実施設計。29年度に第1期工事を進めたいと、このように答弁しておりますが、現在の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年6月議会で質問されましたとき、確かに私がそのような回答をいたしました。それで、今の進捗状況でございますが、26年度、昨年度です。基本構想をたてております。最近ようやく、基本構想がある程度まとまりまして、27年度は今年度なんですが、一応PFI等の事業手法の検討をするようになっております。どのような事業手法があるのかという検討をするようしております。

28年度に用地補償、交渉に入りたいと今考えております。その年に一応今の店舗付改良住宅の除却事業をしたいと考えております。また、29年度実施設計そのものが28年度から29年度に1年間ずれ込んで、30年度に第1期という形になりますが、工事自体は改良住宅の解体自分が工事着手になりますので、今の予定では28年度にその解体ができればと思っております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

1年ばかり遅れますが、やはりパチンコの廃業になったところと、暴力団事務所、そちら辺の交渉というのですか。その点で少し遅れているということで確認してよろしいでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

これは、相手あつてのことですので、まず補償算出基準を算定する必要がございます。そのためには、今年度補正でその調査費用とれれば、そういう調査を行いまして、来年度補償交渉に入りたいと思います。その進捗次第では、その辺の進行具合が若干変わってくるものと思っております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

県住と市住の建てかえを補助金の関係もありまして、同時に進めると。そして、先ほど言いましたような建屋も整備して住環境整備を進めていきたいということで、そういうことでの協定書というのですか、県との協定書、そういうものはあるのでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

お答えいたします。

まず、この事業が単純に市営住宅の建てかえ、県営住宅の建てかえという形じゃございませんで、一応、福岡県と中間市が事業主体となりまして、大規模団地の地域居住機能を再生することを目的とした、地域居住機能再生推進事業を活用したいと思っております。

そしてまた平成26年12月に福岡県と中間市で、中間地域居住機能再生協議会を発足しまして、これに基づき基本協定を締結いたしております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ありがとうございました。きちんとそういう協定も結びながら、どんどん進めていくということでの答弁だったと思います。そういうことで、今、私も議会のたびにこの問題取り上げてまいりました。特に暴力団事務所、きのう、一昨日も工藤会系の暴力団事務所、ここに直接ということではありませんでしたけれども、上納金、所得の違法性とかいうことで逮捕されておりましたけれども、そういうところの全く関係のない暴力団事務所でもありませんし、早く暴力団事務所とパチンコ廃業しております、パチンコ撤去して安心・安全な町、中間市を一掃する町をぜひつくっていただきたいというふうに考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。市長も公約で掲げておりますので。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今、中鶴地区の市営住宅の再生、また県住も含めて住居機能の再生事業として推進をいたしております。きょう、下川議員もおられますけれども、市営住宅建てかえにおきまして、これ鉱害復旧にかからぬかというお話も、前も下川議員にしまして、市営住宅の3棟が鉱害復旧事業にかかるという回答をいただいて、大変私もありがたく思っております。

これ1棟あたり7,000万ぐらいするんかな、6,000万。それで1億8,000万ぐらいの市に対しての交付金いただいておりまして、大変感謝をしているところでございます。

今年度、基本計画ができ上がっておりまして、これを皆様方に提示しなければいけないのでございますが、パチンコ屋、また暴力団事務所等々、これは現実的にその話に乗っていただかずか、その辺りはまだ不確定でございますので、そういう辺りがはつきりした時点で、その辺りの開発の基本構想、議員の皆様方に提示したいなど、そういうふうな流れでございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。最後。

○議員（6番 青木 孝子君）

最後、一言。今、お住まいの方たちの意向を十分聞いて、一緒に進めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。終わります。

.....

○議長（堀田 英雄君）

最後に、宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

最後になりました。共産党の宮下寛です。通告に基づきまして、一般質問を行います。さきの3月議会に引き続いて、住宅リフォーム助成制度設置について、一般質問を行います。

これまで、自民公明政権は消費税増税や福祉・介護・医療の国庫負担削減。また非正規雇用の拡大などで、地方を衰退させてきました。さらに社会保障の聖域なき見直し、中小企業や農業を破壊するTPP推進、格差拡大のアベノミクスなどは地方の衰退を一層加速させることになるのは明らかであります。

このような悪政は地方からの反発は大きいものになることは、必至と言わざるを得ません。政府はその怒りを逸らすために、地方創生という名で一定の財政措置、いわゆる交付金の交付を行ってまいりました。

平成26年度の3月補正として、4,200億円、当中間市には、約1億5,400万円

が交付されプレミアム商品券等さまざまな事業が取り組まれております。私はこのプレミアム商品券が市民から喜ばれていることを評価しながらも、同時に住宅リフォーム助成制度による経済波及効果が大きく、住民にも喜ばれ地域活性化が図れるとして、全国の自治体で取り上げられている事業だと紹介し、この中間市においても、この制度の実施を提案してきたところであります。

しかしながら、プレミアム商品券を利用したらどうかとか。さきの3月議会においても、当市は耐震化助成事業等もやっておりますし、それと住みよか事業などの助成等々やっておりますと、そういうものも十分利用していただければ、わざわざそういう新しい制度を作らなくてもといった答弁がされております。

3月議会では、質問が不足しておりますので十分説明ができなかったので、あえて今回取り上げた次第であります。

まず、そこでお伺いするのがプレミアム商品券の利用をということですが、商品券の利用実態は一体どうなっているのか、まず担当の課長か部長にお伺いをしたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

お答えいたします。商品券の利用実態なんですけど、どの程度分類するかという内訳にもございますが、一般的に日用品、食料品も含めまして、大半が一応食料品等でございますが、あと建築関係、住宅リフォーム等にも一部比率から言ったらわずかなんですが、使われております。

その他の用途ありますけど、一番やっぱり多いのは日用品、食料品関係が一番多く使われているのが今の現状でございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

今、食料品、日用品などの利用、そうしたものをしていただいたのですが、この割合について、ここちょっと教えてほしいなと。食料、日用品。あるいは建築関係、その他とわけた中でこの割当はどうなっていますか。今わかりますか。

○議長（堀田 英雄君）

船津課長。

○産業振興課長（船津喜久男君）

お答えいたします。まず直近3カ年程度のことでお答えをしたいと思いますが、平成24年度におきましては、換金総額1億5,377万余ございましたが、そのうち住宅関係の換金が666万9,000円。占める率は4.3%となっておりました。平成25年に

入りますと、換金総額1億7,580万円余のうち、住宅関係の換金が379万3,000円で2.2%、26年度におきましては換金総額1億9,333万円余のうち、住宅関係の換金額1,258万2,000円で6.5%とかなり上がつておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

今、建築関係だけを述べられたけれども、ほかの項目はどうですか。

○議長（堀田 英雄君）

船津課長。

○産業振興課長（船津喜久男君）

建築関係に加えまして、他の項目についてもご報告をいたします。

平成24年度におきましては、食料品、日用品につきまして、1億2,928万7,500円。その他におきましては、1,781万7,500円。平成25年度におきましては、食料品、日用品で1億5,555万500円。その他におきまして2,145万4,500円。

平成26年度食料品、日用品につきましては、1億5,863万5,500円。その他におきまして2,212万1,500円というふうになっております。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

額を今お伺いしました。せっかく建築関係パーセントで言つてはいるので、その件、パーセントで出してもらつたらと思ひますが。今、わかります。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

お答えいたします。

全体の比率で申しますと、食料、日用品が平成24年度が84.7%、25年度が86.4%、26年度が82.7%でございます。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

その他はよしとしましよう。今、見てわかりますように、やっぱりプレミアム商品券を購入される方というのは、日常の生活用品が主なわけです。大半を占めております。プレミアム商品券、これまでプレミアムが10%でしたから、プレミアムをつけることによ

って消費行動新たな行動を呼び起こすという、大きな狙いがあると思うのですが、しかし、実際はそうなっていないということも言えるんじゃないかというふうに思うのです。

そこで、ここで出てくるのが住宅リフォームの問題です。あとでちょっとここ一般質問では他市の動向はどうかという質問をするところでしたけど、もう私のほうから出しましよう。これは直方の例ですけど、これは26年度、昨年度実際に交付決定をされたところは1,138万5,000円。これが補助金の額です。

これで実際、工事が起きたのはどれだけかというふうに言うと、1億3,300万。こういう工事が起きてきているわけです。これが住宅リフォームとどこが違うのかと言ったら、全く新しい消費行動なのです。プレミアム商品券はこれまで日常的に使っていたそういうものに充てるということで、特別プレミアム商品券で新たな消費行動が起きてないとは言えないけれども、かなり限界があるなというふうに言わざるを得ないじゃないかと。

そういう意味でも、この住宅リフォーム補助制度というのは、大きな波及効果があるということは言えるだろうと思うのです。ここで、福岡県内の経済波及効果のところはどうなのかという調査をした機関があります。これは少し古い、2年前の24年度の件ですけれども、県全体で19市町村、助成金額は約2億9,000万円だと、これは工事総額はこの助成額の15.6倍に当たるものになっているということなのです。

助成1件あたり平均工事額は161万というふうに述べているのですが、これを福岡県の産業連関表で建設業の最終需要1単位あたりの経済波及効果は1.91だというふうにここでは言われております。これは建材建設業の工事1単位が建材建設サービス業、設計等も含めて、これらの産業の生産を増加する1次効果、次いでそれらの産業従業者の所得により家計消費が起るいわゆる二次効果、これらの大きさを計算したもの。これが1.91になるということなのですが、工事総額、先ほど15.6倍と言いましたが、これ、工事総額が45億円余りになるんですが、これに1.91しますと、何とこの生産誘発額を助成額と比べると29.8倍、約30倍にこれが匹敵すると。これだけの大きな経済効果があるというふうに言われてるものなんです。そこで、中間に住宅リフォーム行うということが、どれだけ新たな消費行動が起きてくるかということも示してあるんじゃないかな。

ちなみに、先ほど出ました直方は、地方創生っていうのは26年度の補正予算に出されるとわけですから、26年度の補正が上がったものに対して交付金出すわけですが、直方の場合は、26年度補正を出して、それが27年度の工事になっていくわけですが、交付額は3,300万。直方、これ、全額充てて、今まで単費で出してきた補助額を、全部交付金に変えていったということで、これまで1,300万ぐらいでしたが、——これ、約2.3倍近くの補助額になってくわけですが、より一層の経済波及効果が非常に望まれるということで、いわゆる3億近い、これ、もう公共事業になるということになると、非常にこれ大きいなという、直方市内のそれに関連する業者さんにとっては非常に大きな期待

をする行為となってるわけです。

これも、地方創生というものが、この単年度、26年度の補正だけで終わるのかといつたら、そうではないだろうというふうに思うんです。この辺で、ちょっと財政の課長さんにお伺いするけれども、地方創生の27年度、新たな当初予算に対して、どういう手立てが講じられるということが考えられるのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（堀田 英雄君）

田代課長。

○財政課長（田代 謙介君）

お答えいたします。

先ほどのお話の平成26年度の国の補正予算、いわゆる地方創生交付金、正式には地域住民生活等緊急支援のための交付金と申しますけれども、26年度、国の補正全体で4,200億円が計上されております。そのうち、3,900億円について、中間市、本市も含めまして、全国の自治体に既に配分されております。本市の配分額は、3,900億円のうち、約1億4,400万円でございます。

残り、300億円残ってございます。これにつきましては、地方創生の上乗せ交付分ということで、手続は今からなんですけれども、本年度、平成27年度、地方創生の先進した取り組みをした自治体に配分されるということになっておりまして、今のところ、1自治体当たり3,000万円ないし5,000万円配分されるということになっております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

今ありましたように、26年度の補正予算だけではなくて、27年度の新年度による予算に対しても、残りの約300億、全国的にいう300億、これが各自治体にまた新たな交付金として出てくる可能性があるということですね。

そこで、ここで初めて市長にもお伺いするわけですけど、これから国に対して中間もこういう事業をやるぞといったときに、これが国からそういう手当をしましようと、交付しましょうということも十分考えられるわけです。そうしますと、これはもう今からでも、例えば直方でも25年度では、これ、8月から補正予算でやった経緯があるんです。26年度はもう当初予算、27年引き続いてきとるんですけども、中間市でも補正予算という形で出して、そして住宅リフォームで。このことが、ただ単なる仕事をつくったということだけじゃなくて、地域の中小業者の皆さん方に仕事づくりをしていく。そして、そのことが雇用にも大きな役割を果たしていく。ひいては、それが地域の活性化につながっていく。こういう内容にもなっていく。先ほども、青木議員が、地域の活性化、例えば医

療関係も含めて地域の波及効果も上がって地域の活性化につながるよということも言われたけれども、中間市で行うこういう総合的なさまざまな事業が、波及効果を大きくもたらしていくということも言えるんじゃないのかな。そういう点で、市長の考えを伺いたいというふうに思います。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

お答えをいたします。

本来なら、プレミアム付商品券を利用してという話をするわけでございます。ちょっと話ずれますけど、プレミアム付商品券、我が市も販売しておりますが、商工会議所等とお話をいたしますと、それが本当にこの中間市の商店街等々、中間市に本店を持つっていうか、中間市に根差したそういう商店街、企業さんにどれだけ落ちているかという話でございまして、これは、企業の活性化、商店の活性化も含めてあるんでございますが、それと同時に、市民の皆さん方の消費喚起という部分もございますんで、ただそこだけの話にならないかと思いますが、中間市に本店がある事業所に落ちるプレミアム付商品券も、大体二、三十%のようございまして、いかに中間市に本店持ってる方に落としていくか、地域の商店街の方たちのいろんな知恵の出し合いになろうか、そのように思っております。

それは別といたしまして、今、お話をなっております住宅リフォームの件でございますが、これもプレミアム付商品券も少しずつは使ってきていると思いますけどもが、お話によりますと、相当数の経済効果があるというお話をございます。そういう意味からも、今、地方創生等々のお話をございますが、何か知恵を出して、地方創生からの補助金でもいただけるというような流れがあれば、リフォーム等々、予算計上してもいいのかなという思いでおります。

ただ、これもちょっと試行させて余り利用者がなかつたら、——これはもう、なかなか途中でいろんな事業中止するのは大変難しうございますけども、余り利用者がなければ途中中止っていう、そういうふうなことも含めまして、地方創生等々の補助金等々、いかに引っ張り込んでくるかということもあわせまして、これはもう前向きに検討させていただけたらと、そのように思っております。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

もう言われるとおり、住宅助成制度はつくったが余り市民からの要請もないなということであれば、これはもう事業を引き上げるということは当然のことだろうと思うんです。また、新しくつくる上でも、一遍に大きな予算化は私はあんまりそう——あれがあればいいんですけども、しかし、まずは様子を見るという上で、当面、やれ500万とか、そ

ういう単位ぐらいでやる。そして、その中で市民の動向を見ていく、そしてそれが——これは、他の自治体を見れば同じようなことやっているんです。最初は小さくやって、そして市民の喜びっていうか、歓迎する声が大きくて、出したらすぐそれが予算が使ってしまうという状況の中でさらに補正を組むということで大きくなっているというのが、これまでよその自治体で見るところですから、そういう意味では、今、市長が言うように、当初はやっぱり小さく、そして、それを実態を見て大きく育てていくこともあります。

そして、この住宅リフォームというのは別に永久的に続くものではありません。なぜなら、持ち家に対しての助成ですから、これはもう限りがあるのはわかっていますから。だから、今、他の自治体でもリフォーム助成制度つくったけど、もう一応その任務が終わりましたよということで中止になっている自治体も、この県下の中でも起こっていますので、これは当然だろうというふうに思うんです。

そういうことで、今、国の交付金の動静も見ながら、中間もそれに検討していくこうというふうな答えも得ましたので、ぜひ、それを大いに進めていってほしい、そして、また職員の皆さん方も市長のその意を受けて、本当に国からその交付金をせしめてくるような、そういうものをぜひつくっていただきたいなというふうに思います。

以上で、私、終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これにて一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後2時43分再開

○議長（堀田 英雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2. 承認第4号

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第2、承認第4号の専決処分を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第4号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより承認第4号先決処分を報告し承認を求めるについてを採決いたします。

本案については原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第4号は承認することに決しました。

日程第3. 承認第5号

日程第4. 承認第6号

日程第5. 承認第7号

○議長（堀田 英雄君）

次、日程第3、承認第5号から日程第5、承認第7号までの専決処分3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分3件は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

承認第7号中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論いたします。

この改定案は、保険税軽減対象者の幅が改正され、低所得者に対する配慮が行われている点は評価するものです。

一方、保険税の最高限度額が、今までの81万円から85万円へと4万円も引き上げられましたが、その対象者は、一部の高額所得者もいますが、大半はそうではありません。

国保は、平等割と均等割の応益課税と、所得割の応能課税を合算して世帯課税しますので、加入被保険者が多くなると、低所得者でも限度額に達することになります。

このように、今回の改定は、高額所得者に対する応分の負担というより、一般市民に対する増税であり、反対するものです。

以上、討論を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより専決処分3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず承認第5号専決処分を報告し承認を求めるについてを採決いたします。

本案については原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第5号は承認することに決しました。

次に、承認第6号専決処分を報告し承認を求めるについてを採決いたします。

本案については原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第6号は承認することに決しました。

次に、承認第7号専決処分を報告し承認を求めるについてを起立により採決いたします。

本案については原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、承認第7号は承認することに決しました。

日程第6. 第29号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第6、第29号議案平成27年度中間市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第29号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の総合政策委員会に付託いたします。

日程第7. 第30号議案

日程第8. 第31号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第7、第30号議案から日程第8、第31号議案までの条例改正2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例改正2件は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の市民厚生委員会に付託いたします。

日程第9. 会議録署名議員の指名

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第9、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、小林信一君及び下川俊秀君を指名いたします。

○議長（堀田 英雄君）

以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて散会いたします。

午後2時48分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議長 堀田英雄

議員 小林信一

議員 下川俊秀